伊江村 地域福祉推進プラン

伊 江 村 地 域 福 祉 計 画
伊江村地域福祉活動計画

2019年3月
伊　　江　　村
伊江村社会福祉協議会

ごあいさつ

～　お互いさまで、誰もが安心して
いきいきと暮らせるむらづくり　～

誰もが、やすらぎのなか地域で安心して暮らせるには、地域と行政が共に歩み思いやりの心と、相互扶助の精神できめ細かな福祉サービスの提供を図ることが極めて肝要で、全国的にも地域の福祉力の向上が求められている昨今でございます。

本村においても少子高齢化の進行で家族の形態が多様化するなか、子どもの貧困対策、待機児童解消、高齢者への支援、障がい者福祉施設（グループホーム）の設置等、おおくの施策を抱え医療・介護・福祉（生活支援）に係る包括的なケアシステムの構築が今後の課題であります。

地域福祉の理念は、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加でき日常生活を営むことで、障害の有無や年齢に関わらず福祉サービスを必要とする方が、身近な地域で、その人らしく安心した生活をおくれることを目指すものです。

本地域福祉推進プランは、地域住民の参加・参画なしには策定することのできない計画であります。「お互いさまで、誰もが安心して、いきいきと暮らせるむらづくり」をテーマに「地域」を舞台に活動している各種団体、住民の参加によって、地域の福祉課題を分析・整理し解決に向けた方向性を示したもので、福祉の根源を担う社会福祉協議会の地域福祉計画と連動した構成で、住民福祉の向上に取組んでまいります。

結びに、伊江村地域福祉推進プラン策定にあたり、貴重なご意見を賜りました伊江村地域福祉計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、ニーズ調査及びワークショップに積極的に参画していただきました関係各位に対し、心から感謝を申し上げ、ごあいさつといたします。

平 成 31 年 3 月

伊江村長　島袋　秀幸

ごあいさつ

私たち社会福祉を取り巻く情勢は、急速な少子高齢化、単身世帯の増加及び地域における相互の助け合い機能の低下等を背景として、子どもの貧困をはじめとした生活困窮者の増加、虐待、孤立死、引きこもりなど、現行の制度だけでは解決できない複合的な福祉課題・生活課題が深刻化している。

そのような状況から、課題解決を具体的に進めていくためには、地域社会のあたたかい理解が必要であります。地域の課題が複雑で多様化している現況の中で、支援解決には長い時間が必要であり、また、地域社会の理解が必要になっていきます。

このような中、住民意識調査アンケートや村民ワークショップ等へのご協力を賜り、住民の皆様が主体的に地域福祉を推進する意義や、安心して暮らせるような福祉サービスの拡充のあり方などの課題の明確化を行い、協働して解決にあたることを目的に、「伊江村地域福祉推進プラン」を策定いたしました。

伊江村で暮らすすべての方が安心して生活するためには、本会役職員が一体となって本計画を推進していくことは勿論ですが、地域福祉推進は、地域住民、行政や専門機関、団体関係者の皆様との協働で推進していかなければならないと考えております。

今後、本計画に盛り込まれている理念や具体的な活動計画を身近なところで推進していくために、本会は多くの皆様との協働により、福祉のまちづくりを進めていきます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見と多大なご協力を賜りましたすべての皆様に衷心より厚く感謝申し上げます。

伊江村社会福祉協議会

会長　内　間　博　昭

目　　次

第１章　計画策定の前提 1
第１節　計画策定の背景と目的 1
第２節　計画の位置づけ 2
１．上位計画及び関連計画との関係 2
２．市町村地域福祉計画の策定に係る法的な位置づけ 3
３．計画の期間 4
４．計画の策定体制 4
第２章　地域福祉の現状 7
第１節　地域を取り巻く現状 7
１．人口動向 7
２．世帯の状況 9
３．高齢者の状況 10
４．障がい者の状況 13
５．児童の状況 15
６．生活保護等の状況 16
７．産業別就業者数の推移 17
第２節　地域福祉に関わる村民意向調査等の概要 18
１．村民アンケート結果の概要 18
２．村民ワークショップの概要 23
第３章　計画の基本的な考え方 25
第１節　計画の方向性 25
１．地域福祉活動を推進する上で重要な視点 25
２．上位計画におけるむらづくりの方向性 26
３．村民ワークショップから出された地域福祉が充実したイメージ 27
４．基本理念 28
５．基本目標 29
６．施策の体系 30
第２節　計画の推進体制 31
１．「地域」の範囲の考え方 31
２．村（行政）と社会福祉協議会の役割 32
３．推進基盤の整備 32
第３節　計画の進行管理と評価 33
１．計画の普及・啓発 33
２．計画の進行、管理体制 33

３．計画の評価 33
４．進捗管理・評価の時期..... 33
第４章　地域福祉の推進に向けた取り組み..... 35
第１節　基本目標１：みんなが役割のある地域をつくる..... 35
基本施策１：村民の福祉意識の向上と参加しやすい環境づくり 35
基本施策２：地域福祉を担う人材の育成・確保 39
第２節　基本目標２：支え合いで、自分らしく暮らせる地域をつくる 45
基本施策１：福祉サービスの適切な利用の推進 45
基本施策２：地域に即した支え合いの仕組みづくり 53
第３節　基本目標３：安全で誰もが安心して暮らせる地域をつくる 61
基本施策１：安全・安心のむらづくり..... 61
基本施策２：誰もが住み良い環境づくり..... 65
資料編 71

第１章
計画策定の前提

第１章　計画策定の前提

第１節　計画策定の背景と目的

（１）計画策定の背景

少子高齢社会の進展や生活様式の多様化などを背景に、高齢者世帯や単独世帯が増加するなど家族構成も大きく変化しています。

地域においても、生活スタイルや価値観、就業環境の多様化等に伴って、地域で助け合う機能の低下がみられます。また、子どもの貧困をはじめとする、生活困窮者の増加、引きこもりやニート、虐待、DV、孤独死等の生活不安を抱える人への対応など複合的な福祉課題、生活課題が深刻化している状況が広がりつつあります。

誰もが経験する可能性のある生活課題を含めた福祉ニーズにきめ細かく対応するためには、地域の課題に気づき・発見し問題を抱える村民が孤立することがないように、その課題解決にむけ住民をはじめ各区、民生委員児童委員、福祉関係事業者などが連携・協働することで、支援を必要とする村民に適切なサービスを提供する仕組みをつくることが必要となります。

これらのことから、本村の地域特性に即した支え合いの仕組みづくりを行うとともに、誰もが安心して暮らしていけるよう、「伊江村地域福祉推進プラン」の策定が求められています。

（２）計画策定の目的

伊江村第４次総合計画では、「互いに支えあい、誇りを持って、豊かな気持ちで暮らし続けられる村」を村の将来像とし、互いに支え合うことをむらづくりの基礎として位置づけています。

多様なライフスタイルや価値観など社会が大きく変化する中で、地域や人がつながり、支えあうことの大切さが改めて見直されているなかで、本村でこれまで培われてきた支え合いの活動を基盤として、多様な担い手と連携・協働を推進するとともに、さらに支援の受け手と支え手を分けるのではなく、互いに支えあえる共生社会をつくることを目的とします。

第２節　計画の位置づけ

１．上位計画及び関連計画との関係

この計画は、本村の上位計画である「第４次総合計画」との整合性を保ちつつ、社会福祉法107条に基づく計画として、福祉分野における上位計画として位置づけるとともに、関連計画やその他計画との整合・連携を図るものとします。また、地域住民をはじめ関係機関等が連携・協働しながら主体的な地域福祉活動を推進するための基本的な考え方を示す計画として位置づけます。

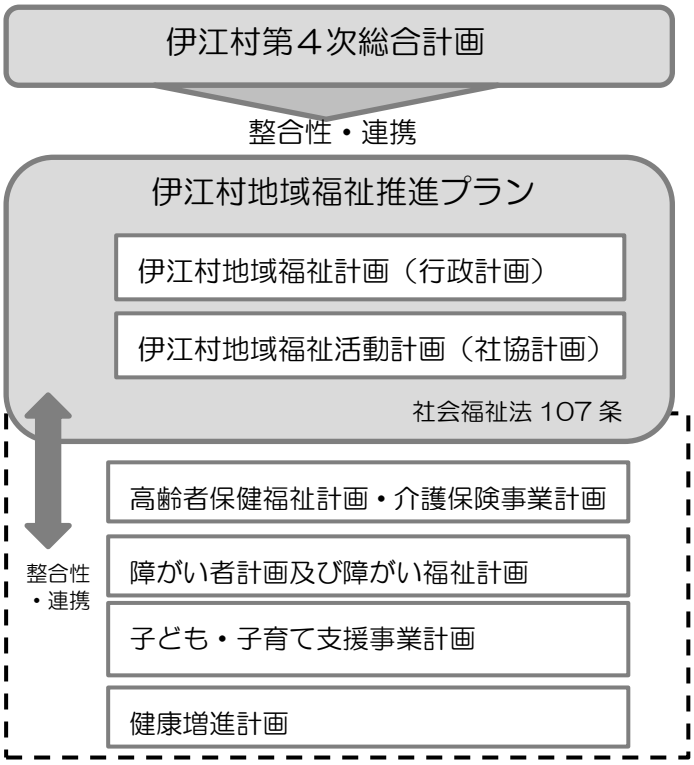

■地域福祉計画（行政計画）

地域住民をはじめ、多様な推進主体等によって地域独自の支え合い・見守りなどの活動がより充実し、効率的・発展的に展開していくための基本指針を示す計画として位置づけます。

■地域福祉活動計画（社会福祉協議会）

地域福祉計画（行政計画）が示す、個別施策の基本方針に基づき地域住民をはじめ多様な推進主体と連携・協働した具体的な地域福祉活動の内容や事業を示す計画として位置づけます。

両計画は地域における多様な生活課題に対し地域住民と協働し、共に支えあう「共助」のむらづくりを推進するという共通の方向性を有する計画となります。

「伊江村地域福祉計画」は、「地域福祉活動計画」と一体的に策定することで、地域福祉を推進する上での共通の基本理念や基本目標等を共有し、効果的な支援施策の推進を図るものとします。

２．市町村地域福祉計画の策定に係る法的な位置づけ

１）社会福祉法の概要

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に係る社会福祉法の概要は以下のとおりです。

①地域福祉計画の充実（第 107 条）

市町村が地域福祉計画を策定するように努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけ

また、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項の追加

②「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定（第４条）

支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を規定

③上記理念を実現するために、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定（第 106 条）

〇地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

〇住民に身近な圏域において、分野をこえて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制

〇主に市町村圏域において、関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

２）計画に盛り込むべき項目

改正社会福祉法 107 条の規定により、以下の項目について盛り込むこととなっています。

１　地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

２　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

３　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

４　地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

５　前条第一項各号に掲げる事業（包括的な支援体制の整備）を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

３．計画の期間

この計画の期間は、2019 年度を初年度として、目標年度を 2023 年度とする５か年間とします。しかし、福祉関連計画等との整合性・連携や社会情勢、地域実情等の変化に伴い、計画内容に対する変更の必要性が生じた場合には、適宜見直しを行うものとします。

４．計画の策定体制

（１）策定体制

計画の策定においては、各行政区、地域及び福祉関係団体、村民等で構成される「伊江村地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容等に対する意見交換や審議を経て計画策定に取り組みます。

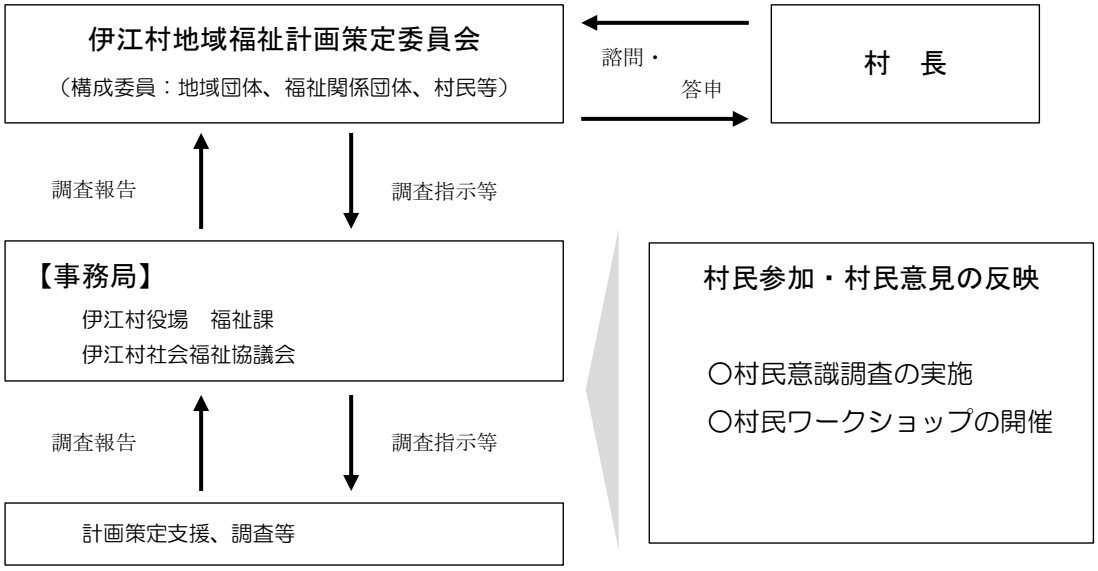

（２）住民参加の取り組み

この計画の前提は、地域住民をはじめとした多様な主体の積極的な参加を前提としています。そのため、地域住民の意見等を十分計画に反映させるため「村民意識調査」、「村民ワークショップ」を開催しました。

１）村民意識調査（アンケート）

村内在住の 20 歳以上 70 歳未満の男女 4,614 人から、年齢区分や地域区分を考慮して 1,100 人を対象にアンケートを実施しました。

①調査の期間

調査の期間は平成 29 年 12 月～平成 30 年１月末まで

②調査票回収方法及び回収状況

主に郵送による調査票の配布・回収を行いました。調査票の配布・回収状況は以下のとおりとなっています。

	配布数	回収数	有効回答数	実質回収率
調査票配布・回収状況	1,100 件	410 件	410 件	37.3%

２）村民ワークショップ

地域のよき理解者であり福祉の担い手となる村民及び福祉関係団体等を対象としてワークショップを開催しました。

ワークショップは、２ 回にわたって開催し、地域の課題や良いところ、課題の解決に向けた方策等について意見をうかがいました。

回数	開催日	開催テーマ
第１回	H30.8.27（月）	・村民意識調査の概要報告 ・困っていること（課題）、良いところ
第２回	H30.10.11（木）	・第１回の振り返り ・課題の解決方策、良いところを伸ばすために必要なこと ・地域福祉が充実したイメージ

第２章
地域福祉の現状

第２章　地域福祉の現状

第１節　地域を取り巻く現状

１．人口動向

（１）人口の推移

平成 27 年の国勢調査における本村の総人口は 4,260 人で、平成２年からの推移をみると、平成 22 年以降減少に転じています。平成 27 年の対前回伸び率は 89.9%となっています。

伊江村の人口の推移　　単位：人、%

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口		5,127	5,131	5,112	5,110	4,737	4,260
	対前回伸び率	101.4%	100.1%	99.6%	99.9%	92.7%	89.9%
沖縄県総人口		1,222,398	1,273,440	1,318,220	1,361,594	1,392,818	1,433,566
	伊江村人口割合	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%

資料：国勢調査

平成 29 年度の行政区別人口をみると、川平が 836 人で最も多く、次いで東江前の 773 人、東江上の 751 人、西江上の 653 人、阿良の 485 人、西江前の 483 人、西崎の 447 人、真謝の 141 人の順となっています。

行政区別人口の推移をみると、概ねどの行政区においても減少傾向で推移しています。

行政区別人口の推移　　単位：人、%

		平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総人口		5,007	4,951	4,914	4,840	4,822	4,854	4,720	4,696	4,692	4,633	4,569
	対前年伸び率	96.2%	98.9%	99.3%	98.5%	99.6%	100.7%	97.2%	99.5%	99.9%	98.7%	98.6%
東江上		844	843	843	822	822	826	795	773	770	750	751
東江前		877	864	855	822	819	827	803	799	800	799	773
阿良		524	509	503	500	489	493	484	488	496	486	485
西江上		603	594	607	619	619	632	635	648	670	662	653
西江前		559	552	548	537	546	551	537	525	502	498	483
川平		952	944	924	922	900	905	851	846	844	836	836
真謝		189	180	175	165	163	161	154	146	149	144	141
西崎		459	465	459	453	464	459	461	471	461	458	447

資料：住民基本台帳(各年3月末)

（２）年齢別人口

国勢調査における平成 27 年の年齢 3 区分人口をみると、若年人口（15 歳未満）が総人口の 14.3%、生産人口（15 歳～64 歳）が 55.8%、老年人口が 29.9%となっています。

若年人口比率は、26%台から 14%台に減少傾向で推移する一方で、老年人口比率は増加で推移し、沖縄県平均に比べ老年人口比率が 21%を超える超高齢社会となっています。

年齢構成（実人数）　　単位：人

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口		5,127	5,131	5,112	5,110	4,737	4,260
	若年人口	1,350	1,207	1,005	830	665	609
	生産人口	2920	2,992	3,023	3,029	2,809	2,377
	老年人口	857	932	1,084	1,251	1,263	1,274
沖縄県総人口		1,222,398	1,273,440	1,318,220	1,361,594	1,392,818	1,433,566
	若年人口	299,836	281,302	264,279	254,203	246,313	247,206
	生産人口	793,287	842,752	861,826	888,046	897,960	892,109
	老年人口	121,082	148,567	182,557	218,897	240,507	278,337

※年齢不詳含むため総数と一致しない場合があります　　資料：国勢調査

年齢構成（割合）　　単位：%

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	若年人口	26.3	23.5	19.7	16.2	14.0	14.3
	生産人口	57.0	58.3	59.1	59.3	59.3	55.8
	老年人口	16.7	18.2	21.2	24.5	26.7	29.9
沖縄県総人口		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	若年人口	24.5	22.1	20.0	18.7	17.7	17.2
	生産人口	64.9	66.2	65.4	65.2	64.5	62.2
	老年人口	9.9	11.7	13.8	16.1	17.3	19.4

資料：国勢調査

住民基本台帳における平成 29 年度の年齢 3 区分人口をみると、国勢調査人口に比べ、若年人口（15 歳未満）が減少し、生産人口（15 歳～64 歳）及び老年人口が増加しています。

年齢構成　　単位：人

		平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
伊江村総人口		5,102	5,007	4,935	4,914	4,840	4,822	4,775	4,730	4,715	4,686	4,604
	若年人口	797	734	708	669	622	640	610	606	619	621	593
	生産人口	2,992	2,956	2,912	2,919	2,926	2,903	2,872	2,803	2,769	2,696	2,614
	老年人口	1,313	1,317	1,315	1,326	1,292	1,279	1,293	1,321	1,327	1,369	1,397
沖縄県総人口		1,387,518	1,391,215	1,397,812	1,406,176	1,413,583	1,422,938	1,428,817	1,438,472	1,443,123	1,448,656	1,453,208
	若年人口	254,196	252,699	252,183	251,590	252,164	252,730	252,814	253,519	252,955	253,151	252,331
	生産人口	907,230	907,095	908,653	914,742	922,208	927,905	922,832	924,645	919,438	912,933	907,429
	老年人口	226,092	231,421	236,976	239,844	239,211	242,303	253,171	260,308	270,730	282,572	293,448

※1　平成19年～平成25年は3月末現在、平成26年～平成29年は1月1日現在　　資料：住民基本台帳

※2　上記の人口は、統計データ整理の方法により、日本人のみの住民登録人口となっています。

（３）人口動態

住民基本台帳における人口動態をみると、経年 20～50 人台の出生数がある一方で、それを上回る死亡者数で推移していることから、自然減の状況であり、また概ね転出者数が転入者数を上回る社会減の状況にもなっており、人口減少は、自然動態及び社会動態ともに減少傾向となっていることが要因とみられます。

人口動態　　単位：人

	転入者数（A）	転出者数（B）	出生者数（C）	死亡者数（D）	社会動態（A−B）	自然動態（C−D）
平成19年度	168	241	33	55	−73	−22
平成20年度	182	242	29	41	−60	−12
平成21年度	211	229	45	48	−18	−3
平成22年度	195	236	26	59	−41	−33
平成23年度	204	224	43	41	−20	2
平成24年度	192	185	24	66	7	−42
平成25年度	190	241	37	53	−51	−16
平成26年度	219	220	33	56	−1	−23
平成27年度	184	176	39	51	8	−12
平成28年度	196	217	37	74	−21	−37
平成29年度	174	237	52	53	−63	−1

※住民票記載数のうち「その他」を除く　　資料：住民基本台帳(各年3月末)

２．世帯の状況

（１）一般世帯の状況

平成 27 年国勢調査における本村の一般世帯数は、1,909 世帯となっており、多少の増減はありますが、1,900 世帯台で推移しています。一方、一世帯当たりの平均世帯人員は平成７年の 2.88 人に比べ 0.67 人少ない 2.21 人となっており、減少傾向で推移しています。

家族類型別世帯の状況をみると、核家族世帯が一般世帯総数の 58.4%を占め最も多く、次いで単独世帯の 33.0%、三世代世帯の 3.8%となっています。家族類型別の世帯の割合は、沖縄県平均とほぼ同様な傾向となっています。

各家族類型別の推移をみると、単独世帯や核家族における夫婦のみ世帯等が増加し、特に単独世帯は、一般世帯の３割を占めるなど一世帯あたり平均人員の減少要因となっています。

家族類型別世帯の状況　　単位：世帯、%

	平成										沖縄県	
	7年	構成比	12年	構成比	17年	構成比	22年	構成比	27年	構成比	27年	構成比
一般世帯総数	1,765	100.0%	1,917	100.0%	1,898	100.0%	1,910	100.0%	1,909	100.0%	559,215	100.0%
核家族世帯	1,148	65.0%	1,207	63.0%	1,203	63.4%	1,146	60.0%	1,115	58.4%	327,514	58.6%
夫婦のみ世帯	365	20.7%	419	21.9%	399	21.0%	427	22.4%	501	26.2%	86,079	15.4%
夫婦と子供と両親	45	2.5%	26	1.4%	27	1.4%	14	0.7%	9	0.5%	2,954	0.5%
18歳未満の親族がいる世帯	40	2.3%	20	1.0%	20	1.1%	9	0.5%	7	0.4%	2,408	0.4%
片親と子どもからなる世帯	151	8.6%	173	9.0%	197	10.4%	190	9.9%	197	10.3%	70,796	12.7%
18歳未満の親族がいる世帯	53	3.0%	59	3.1%	54	2.8%	54	2.8%	42	2.2%	24,704	4.4%
単独世帯	374	21.2%	488	25.5%	478	25.2%	552	28.9%	630	33.0%	180,974	32.4%
一人暮らし高齢者世帯	180	10.2%	191	10.0%	205	10.8%	237	12.4%	288	15.1%	51,710	9.2%
三世代世帯	109	6.2%	122	6.4%	140	7.4%	105	5.5%	72	3.8%	25,188	4.5%
一世帯当たり平均世帯人員	2.88	−	2.63	−	2.67	−	2.46	−	2.21	−	2.50	−

資料：国勢調査

平成 27 年国勢調査におけるひとり親世帯数は、総世帯数の 1.7%を占める 32 世帯となっています。

平成 7 年以降の推移をみると、各年で増減はありますが、近年は減少で推移しています。このうち、1.4%の 26 世帯が母子世帯、0.3%の 6 世帯が父子世帯となっています。

一人親世帯の状況　　単位：世帯、%

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯総数		1,765	1,917	1,898	1,910	1,909
母子家庭		31	41	36	36	26
	構成比	1.8%	2.1%	1.9%	1.9%	1.4%
父子家庭		12	13	6	9	6
	構成比	0.7%	0.7%	0.3%	0.5%	0.3%

資料：国勢調査

3．高齢者の状況

（1）高齢者数の推移

平成 29 年度における高齢者数は、1,397 人となっており、過去 10 年間で一時減少するものの、平成 25 年度以降は増加傾向で推移しています。このうち、75 歳以上の後期高齢者数は高齢者総数の 60.2%にあたる 841 人、74 歳未満の前期高齢者数が 39.8%の 556 人となっています。

前期及び後期高齢者比率の推移をみると、平成 19 年度以前は前期高齢者率と後期高齢者率に大きな差はありませんでしたが、平成 20 年度以降は後期高齢者割合が高くなっています。

高齢化率は 30.3%で、県平均を 10.1%上回っており、超高齢社会となっています。

高齢者人口の推移　　単位：人、%

		平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
高齢者人口		1,313	1,317	1,315	1,326	1,292	1,279	1,293	1,321	1,327	1,369	1,397
	高齢化率	26.2%	26.3%	26.6%	27.0%	26.7%	26.5%	27.1%	27.9%	28.1%	29.2%	30.3%
	前期高齢者	653	639	606	580	530	486	493	498	494	526	556
	後期高齢者	660	678	709	746	762	793	800	823	833	843	841
沖縄県		226,092	231,421	236,976	239,844	239,211	242,303	253,171	260,308	270,730	282,572	293,448
	高齢化率	16.3%	16.6%	17.0%	17.1%	16.9%	17.0%	17.7%	18.1%	18.8%	19.5%	20.2%
	前期高齢者	124,075	124,619	124,626	122,382	116,600	114,659	120,576	124,011	130,297	138,340	144,875
	後期高齢者	102,017	106,802	112,350	117,462	122,611	127,644	132,595	136,297	140,433	144,232	148,573

※1　平成19年～平成25年は3月末現在、平成26年～平成29年は1月1日現在　　資料：住民基本台帳
※2　上記の人口は、統計データ整理の方法により、日本人のみの住民登録人口となっています。

（２）行政区別高齢者人口（外国人を除く人口）

平成 29 年度の行政区における高齢化率をみると、真謝が 37.6%で最も高くなっています。次いで西崎の 34.7%、東江上の 33.3%、東江前の 32.0%と続いており、すべての行政区で 25%を超えています。

平成 29 年度の住民基本台帳による行政区別の前期高齢者、後期高齢者の状況をみると、行政区別の高齢化率が最も低い西江上（25.4%）で後期高齢化率が 62.0%と過半数を占めています。他の行政区においても、後期高齢化率が 50%を超えています。

行政区別高齢者人口（平成29年度）

	総人口	高齢者人口		前期高齢者人口		後期高齢者人口	
		人	%	人	%	人	%
東江上	751	250	33.3%	102	40.8%	148	59.2%
東江前	773	247	32.0%	91	36.8%	156	63.2%
阿良	485	138	28.5%	68	49.3%	70	50.7%
西江上	653	166	25.4%	63	38.0%	103	62.0%
西江前	483	142	29.4%	58	40.8%	84	59.2%
川平	836	247	29.5%	121	49.0%	126	51.0%
真謝	141	53	37.6%	9	17.0%	44	83.0%
西崎	447	155	34.7%	44	28.4%	111	71.6%
合計	4,569	1,398	30.6%	556	39.8%	842	60.2%

（３）介護保険事業の状況

１）要介護度認定者数の状況

平成 29 年度の要支援、要介護認定者数は 279 人、認定率は 19.4%となっています。認定者数の実人数は概ね横ばいで推移しています。

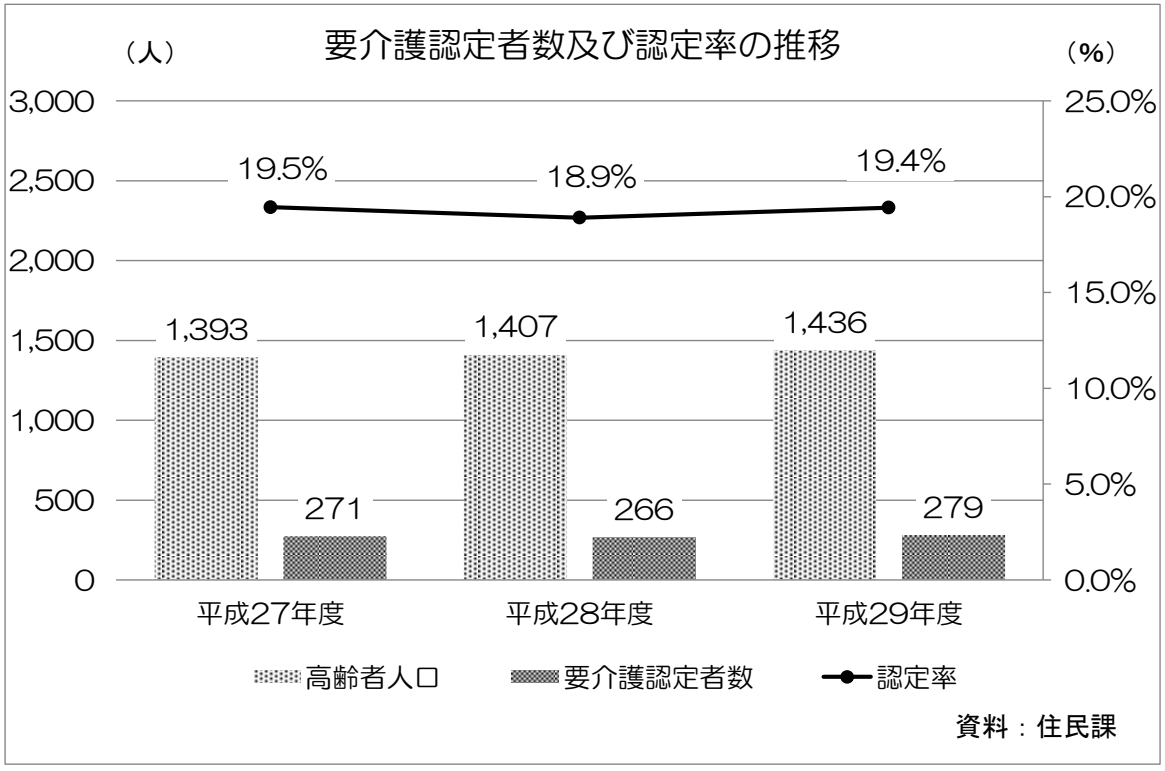

平成 29 年度の要支援、要介護度別の認定者数は、「要介護 4」が 55 人で最も多く、次いで「要介護 3」が 48 人、「要介護 5」の 45 人と続いています。

平成 27 年度に比べ、「要支援 1（+20 人）」及び「要介護 5（+15 人）」で認定者数が増加していますが、他の要介護度は、概ね減少しているか、横ばいの状況となっています。

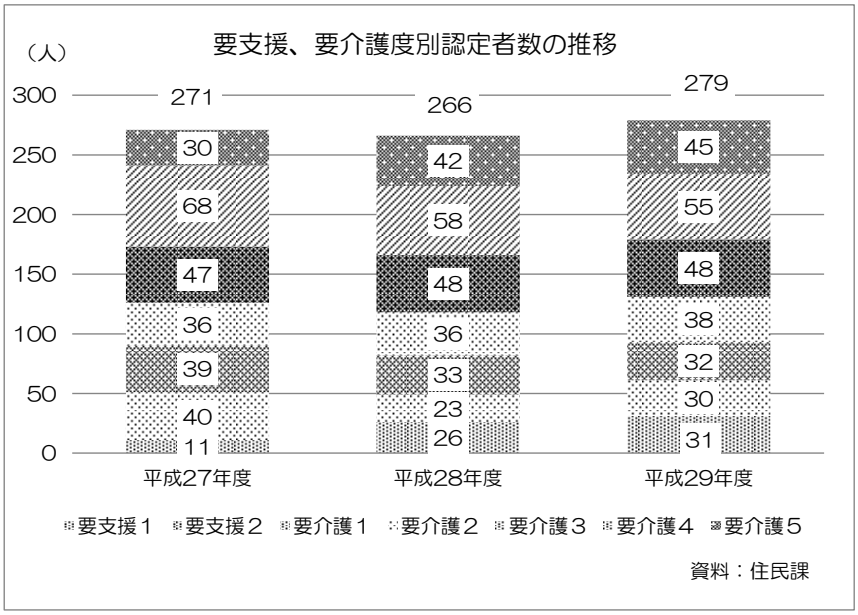

２）介護保険サービスの利用状況

総給付費は、平成 27 年度の 4 億 8,868 万 3,847 円から平成 28 年度には一時減少するものの、平成 29 年度には 4 億 9,460 万 3,946 円と増加しています。

平成 29 年度の給付費の内訳をみると、「施設介護サービス」が全体の 45.9%の 2 億 2,691 万 8,569 円、「居宅介護（予防）サービス」が 37.6%の 1 億 8,621 万 6,373 円、「地域密着型介護（予防）サービス」が 16.5%の 8,146 万 9,004 円となっています。

介護保険サービス給付費の推移

		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		円	%	円	%	円	%
給付費（計）		488,683,847	100.0%	473,411,089	100.0%	494,603,946	100.0%
	居宅介護（予防）サービス	254,850,642	52.2%	191,721,798	40.5%	186,216,373	37.6%
	地域密着型介護（予防）サービス	27,054,873	5.5%	76,976,327	16.3%	81,469,004	16.5%
	施設介護サービス	206,778,332	42.3%	204,712,964	43.2%	226,918,569	45.9%

資料：住民課

4．障がい者の状況

平成 29 年度の障がい者（障害者手帳所持者）数は、本村総人口の 6.7%を占める 304 人となっています。

障害種類別の内訳をみると、身体障がい者（児）が障がい者（児）総数の 78.3%を占める 238 人で最も多くなっています。次いで、精神障がい者が 11.8%の 36 人、知的障がい者(児)が 9.9%の 30 人となっており、障がい者（児）数は平成 24 年度以降、身体障がい者（児）及び知的障がい者（児）が増加、精神障がい者が減少傾向で推移しています。

障害者数の推移（障害者手帳所持者）

	平成24年度（H25.3.31）		平成25年度（H26.3.31）		平成26年度（H27.3.31）		平成27年度（H28.3.31）		平成28年度（H29.3.31）		平成29年度（H30.3.31）	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
障がい者(児）総数	262	100.0%	268	100.0%	270	100.0%	286	100.0%	305	100.0%	304	100.0%
身体障がい者(児)数	195	74.4%	202	75.4%	205	75.9%	220	76.9%	236	77.4%	238	78.3%
知的障がい者(児)数	23	8.8%	23	8.6%	23	8.5%	26	9.1%	28	9.2%	30	9.9%
精神障がい者数	44	16.8%	43	16.0%	42	15.6%	40	14.0%	41	13.4%	36	11.8%
伊江村総人口	4,787		4,620		4,696		4,692		4,633		4,569	
障がい者(児）総数の割合	5.5%		5.8%		5.7%		6.1%		6.6%		6.7%	
身体障がい者(児）数の割合	4.1%		4.4%		4.4%		4.7%		5.1%		5.2%	
知的障がい者(児）数の割合	0.5%		0.5%		0.5%		0.6%		0.6%		0.7%	
精神障がい者数の割合	0.9%		0.9%		0.9%		0.9%		0.9%		0.8%	

資料：福祉課

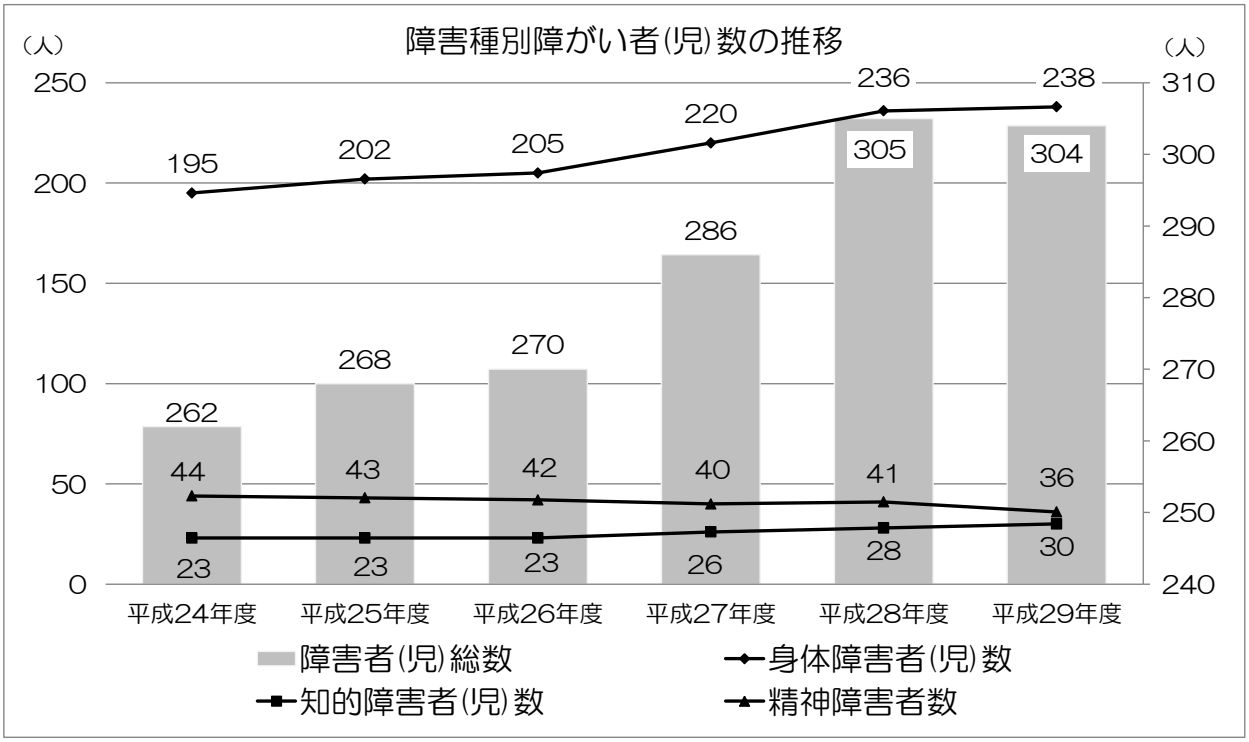

１）身体障がい者の状況

平成 29 年度の身体障がい者の障害種類別の状況をみると、「肢体不自由」が身体障がい者総数の 56.5%を占め最も多くなっています。次いで「内部障害 [1]」の 33.5%、「聴覚・言語障害」の 6.2%、「視覚障害」の 3.7%となっています。

平成 24 年度からの障害種類別の推移をみると、年度別で大きな変化はなく、「肢体不自由」及び「内部障害」で全体の 90.0%以上を占める傾向となっています。

身体障がい者の障害種別推移

	平成24年度（H25.3.31）		平成25年度（H26.3.31）		平成26年度（H27.3.31）		平成27年度（H28.3.31）		平成28年度（H29.3.31）		平成29年度（H30.3.31）	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
総数	262	100.0%	274	100.0%	277	100.0%	296	100.0%	315	100.0%	322	100.0%
視覚障害	12	4.6%	12	4.4%	12	4.3%	13	4.4%	13	4.1%	12	3.7%
聴覚・言語障害	17	6.5%	17	6.2%	18	6.5%	20	6.8%	20	6.3%	20	6.2%
肢体不自由	159	60.7%	167	60.9%	167	60.3%	174	58.8%	182	57.8%	182	56.5%
内部障害	74	28.2%	78	28.5%	80	28.9%	89	30.1%	100	31.7%	108	33.5%

資料：福祉課

1　内部障害とは、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸などの機能障害のことです。

2　身体障がい者の障害種別の人数については、「肢体不自由」と「内部障害」を重複している方も 1 人としてカウントされているため、総数が障がい者全体の人数よりも多くなっています。

平成 29 年度の身体障がい者の年齢区分をみると、「70 歳以上」が 180 人で身体障がい者総数に占める割合が 55.9%と最も多くなっています。次いで、「18 歳以上 65 歳未満」が 111 人で 34.5%、「65 歳以上 70 歳未満」が 30 人で 9.3%、「6 歳以上 18 歳未満」が 1 人で 0.3%の順となっています。

平成 24 年度からの障害種類別の年齢区分の推移をみると、どの障害種類別でみても 70 歳以上が 5 割以上を占め最も多くなっています。

H29年度-身体障がい者の障害種別・年齢区分別の推移

	視覚障害		聴覚･言語障害		肢体不自由		内部障害		計	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
6歳未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
6歳以上～18歳未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.9%	1	0.3%
18歳以上65歳未満	3	25.0%	3	15.0%	69	37.9%	36	33.3%	111	34.5%
65歳以上70歳未満	2	16.7%	3	15.0%	16	8.8%	9	8.3%	30	9.3%
70歳以上	7	58.3%	14	70.0%	97	53.3%	62	57.4%	180	55.9%
計	12	100.0%	20	100.0%	182	100.0%	108	100.0%	322	100.0%

資料：福祉課

２）知的障がい者の状況

平成 29 年度の知的障がい者の等級別の状況は「軽度（B2)」が 13 人（43.3%）と最も多く、次いで、「中度（B1)」が８人（26.7%)、「重度（A2)」が５人（16.7%)、「最重度（A1)」が４人（13.3%）の順となっています。年度別推移をみると、どの年度においても平成 29 年度と同様の傾向となっています。

知的障がい者の等級別の推移

	平成24年度（H25.3.31）		平成25年度（H26.3.31）		平成26年度（H27.3.31）		平成27年度（H28.3.31）		平成28年度（H29.3.31）		平成29年度（H30.3.31）	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
合　　計	23	100.0%	23	100.0%	23	100.0%	26	100.0%	28	100.0%	30	100.0%
最重度（A１）	3	13.0%	3	13.0%	3	13.0%	3	11.5%	3	10.7%	4	13.3%
重　度（A２）	6	26.1%	6	26.1%	6	26.1%	6	23.1%	6	21.4%	5	16.7%
中　度（B１）	7	30.4%	7	30.4%	7	30.4%	9	34.6%	9	32.1%	8	26.7%
軽　度（B２）	7	30.4%	7	30.4%	7	30.4%	8	30.8%	10	35.7%	13	43.3%

資料：福祉課

３）精神障がい者の状況

平成 29 年度の精神障がい者の等級別の交付状況は、「2 級」が８人（47.1%）と最も多く、次いで、「1 級」が５人（29.4%)、「3 級」が４人（23.5%）の順となっています。

精神障がい者の等級別交付状況の推移

	平成24年度（H25.3.31）		平成25年度（H26.3.31）		平成26年度（H27.3.31）		平成27年度（H28.3.31）		平成28年度（H29.3.31）		平成29年度（H30.3.31）	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
合　　計	25	100.0%	18	100.0%	24	100.0%	16	100.0%	25	100.0%	17	100.0%
1　　級	9	36.0%	6	33.3%	10	41.7%	5	31.3%	14	56.0%	5	29.4%
2　　級	13	52.0%	9	50.0%	12	50.0%	10	62.5%	8	32.0%	8	47.1%
3　　級	3	12.0%	3	16.7%	2	8.3%	1	6.3%	3	12.0%	4	23.5%

資料：福祉課

５．児童の状況

（１）保育所、幼稚園の状況

平成 29 年の村立保育所入所児童数は 157 人、待機児童数４人となっています。

入所児童数の推移をみると、140～180 人台で推移しています。

幼稚園の就園状況は、平成 29 年で 52 人となっており、30～50 人台で推移しています。

保育所入所状況　　単位：人、%

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
入所児童数	188	177	166	170	143	146	151	158	156	165	157
待機児童数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
要保育率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.5

資料：福祉課（各年5月末）

幼稚園別の就園状況　　単位：人

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
伊江幼稚園	16	24	14	14	20	14	12	11	29	12	24
西幼稚園	36	19	30	27	24	16	26	25	24	24	28
合　　計	52	43	44	41	44	30	38	36	53	36	52

資料：教育委員会（各年5月1日）

（２）児童、生徒数の状況

平成 29 年の小学校児童数は、伊江小学校で 100 人、西小学校で 138 人の合計 238 人となっており、前年度に比べ８人減少しています。

中学校生徒数は 125 人で、経年増減を繰り返しており、平成 19 年と 29 年を比較すると 89 人減少しています。

小学校児童数の推移　　単位：人

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
伊江小学校	131	121	123	106	102	111	104	101	89	104	100
西小学校	176	174	157	162	163	162	148	146	148	142	138
合　計	307	295	280	268	265	273	252	247	237	246	238

資料：教育委員会（各年5月1日）

中学校生徒の推移　　単位：人

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
伊江中学校	214	192	191	171	143	129	129	137	142	133	125

資料：教育委員会（各年5月1日）

６．生活保護等の状況

平成 29 年度の本村における被保護世帯数は 51 世帯、被保護人員は 63 人、保護率は 14.19‰（ﾊﾟｰﾐﾙ）となっています。生活保護受給世帯数及び人員は、平成 25 年度から 27 年度まで増加で推移していましたが、平成 28 年度以降は減少傾向となっています。

北部福祉事務所管内の町村と比較すると、保護率は８町村中７位となっています。管内全体（19.31‰）及び県（25.17‰）と比較しても本村の保護率は低い状況となっています。

生活保護の状況（北部福祉事務所管内）

町村名	平成25年度				平成26年度				平成27年度			
	人口	被保護世帯数	被保護人員	保護率（‰）	人口	被保護世帯数	被保護人員	保護率（‰）	人口	被保護世帯数	被保護人員	保護率（‰）
北部管内	41,028	613	773	18.84	40,799	627	791	19.39	40,543	647	779	19.21
伊江村	4,720	50	68	14.41	4,696	52	70	14.91	4,692	53	69	14.71
国頭村	5,100	82	109	21.37	5,004	94	132	26.38	4,957	90	118	23.80
大宜味村	3,270	51	65	19.88	3,232	51	64	19.80	3,156	55	68	21.55
東村	1,875	26	38	20.27	1,877	29	39	20.78	1,833	27	30	16.37
今帰仁村	9,578	132	153	15.97	9,591	141	160	16.68	9,568	157	186	19.44
本部町	13,654	235	299	21.90	13,576	228	289	21.29	13,556	229	267	19.70
伊平屋村	1,286	15	15	11.66	1,277	14	15	11.75	1,534	16	21	13.69
伊是名村	1,545	22	26	16.83	1,457	18	22	15.10	1,247	19	20	16.04

町村名	平成28年度				平成29年度（2月末）				前年度からの増減		
	人口	被保護世帯数	被保護人員	保護率（‰）	人口	被保護世帯数	被保護人員	保護率（‰）	被保護世帯数	被保護人員	保護率（‰）
北部管内	40,192	649	779	19.21	39,935	659	790	19.31	10	11	0.10
伊江村	4,633	52	67	14.46	4,599	51	63	14.19	−1	−4	−0.27
国頭村	4,915	79	98	19.94	4,847	81	102	21.04	2	4	1.10
大宜味村	3,156	59	72	22.81	3,115	59	72	22.47	0	0	−0.34
東村	1,802	34	47	26.08	1,803	28	41	21.39	−6	−6	−4.69
今帰仁村	9,557	148	175	18.31	9,492	147	173	18.75	−1	−2	0.44
本部町	13,404	246	281	20.96	13,349	257	296	19.95	11	15	−1.01
伊平屋村	1,247	16	18	14.43	1,255	18	20	13.40	2	2	−1.03
伊是名村	1,478	15	17	11.50	1,475	18	23	14.52	3	6	3.02

資料：北部福祉事務所

※1　保護率（‰）は、1,000人あたりの保護している割合である。
※2　平成29年度以外は、3月末時点のデータとなっている。
※3　平成29年度の沖縄県の保護率は、「25.17‰」である。

７．産業別就業者数の推移

平成 27 年国勢調査における産業別就業構造をみると、第３次産業が 51.9%、第２次産業が 14.3%、第１次産業が 33.7%となっています。沖縄県に比べ、第１次、第２次産業の割合が高くなっていますが、第３次産業に特化した就業構造となっています。

経年的な推移をみると、第１次産業の割合が減少するなかで、サービス業を中心とした第３次産業の割合が増加しています。

産業別就業者数の推移　　単位：人、%

	平成7年	構成比	平成12年	構成比	平成17年	構成比	平成22年	構成比	平成27年	構成比	沖縄県 平成27年	構成比
第1次産業	1,194	47.6	1,001	39.2	956	40.7	833	37.7	770	33.7	26,593	4.5
農業	1,110	44.2	921	36.1	887	37.8	770	34.8	721	31.5	23,772	4.0
林業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0	205	0.0
漁業、水産養殖業	84	3.3	80	3.1	69	2.9	63	2.9	48	2.1	2,616	0.4
第2次産業	345	13.8	473	18.5	288	12.3	250	11.3	326	14.3	81,508	13.8
鉱業	3	0.1	1	0.0	0	0.0	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	0	0.0	0	0.0	254	0.0
建設業	264	10.5	383	15.0	237	10.1	197	8.9	254	11.1	52,335	8.9
製造業	78	3.1	89	3.5	51	2.2	53	2.4	72	3.1	28,919	4.9
第3次産業	968	38.6	1,080	42.3	1,104	47.0	1,125	50.9	1,188	51.9	433,334	73.5
卸売・小売業、飲食店	344	13.7	339	13.3	－	－	－	－	－	－	－	－
卸売業、小売業	－	－	－	－	225	9.6	202	9.1	200	8.7	81,924	13.9
宿泊業、飲食サービス業	－	－	－	－	199	8.5	229	10.4	274	12.0	45,897	7.8
金融・保険業	7	0.3	5	0.2	5	0.2	5	0.2	1	0.0	11,034	1.9
不動産業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	－	－	－	－	－	－
不動産業、物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	12	0.5	9	0.4	12,219	2.1
運輸・通信業	63	2.5	68	2.7	68	2.9	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	0	0.0	2	0.1	6	0.3	13,203	2.2
運輸業・郵便業		－	－	－	－	－	73	3.3	66	2.9	25,137	4.3
電気、ガス、水道、熱供給業	6	0.2	4	0.2	5	0.2	4	0.2	4	0.2	3,223	0.5
サービス業	445	17.7	499	19.5	477	20.3	462	20.9	475	20.8	207,092	35.1
公務	103	4.1	165	6.5	125	5.3	136	6.15	153	6.69	33,605	5.70
分類不能	2	0.1	－	－	0	0.0	2	0.09	3	0.13	48,199	8.17
合計	2,509	100.0	2,554	100.0	2,348	100.0	2,210	100.00	2,287	100.00	589,634	100.00

※サービス業については平成17年より細分類されているが比較するため分類を統一している　　資料：国勢調査

第２節　地域福祉に関わる村民意向調査等の概要

１．村民アンケート結果の概要

■住民の約８割が地域に対して「愛着」を感じていますが、「住みよい」地域であると回答し方は、約５割となっています。

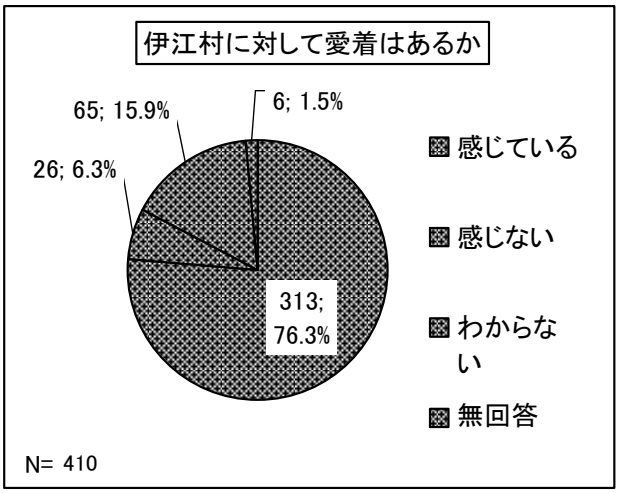

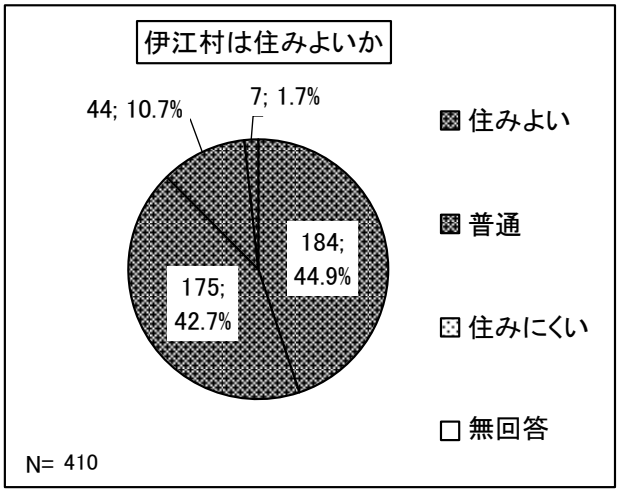

■伊江村の地域環境は、子どもの子育てや青少年が健全に育つ環境については、「良いと思う」とする割合が高い状況となっており、高く評価されています。一方、悪い方だと思うとする回答が最も高い項目は「安心して妊娠、出産できる環境」「通勤や買物の利便性について」が 40%台となっています。

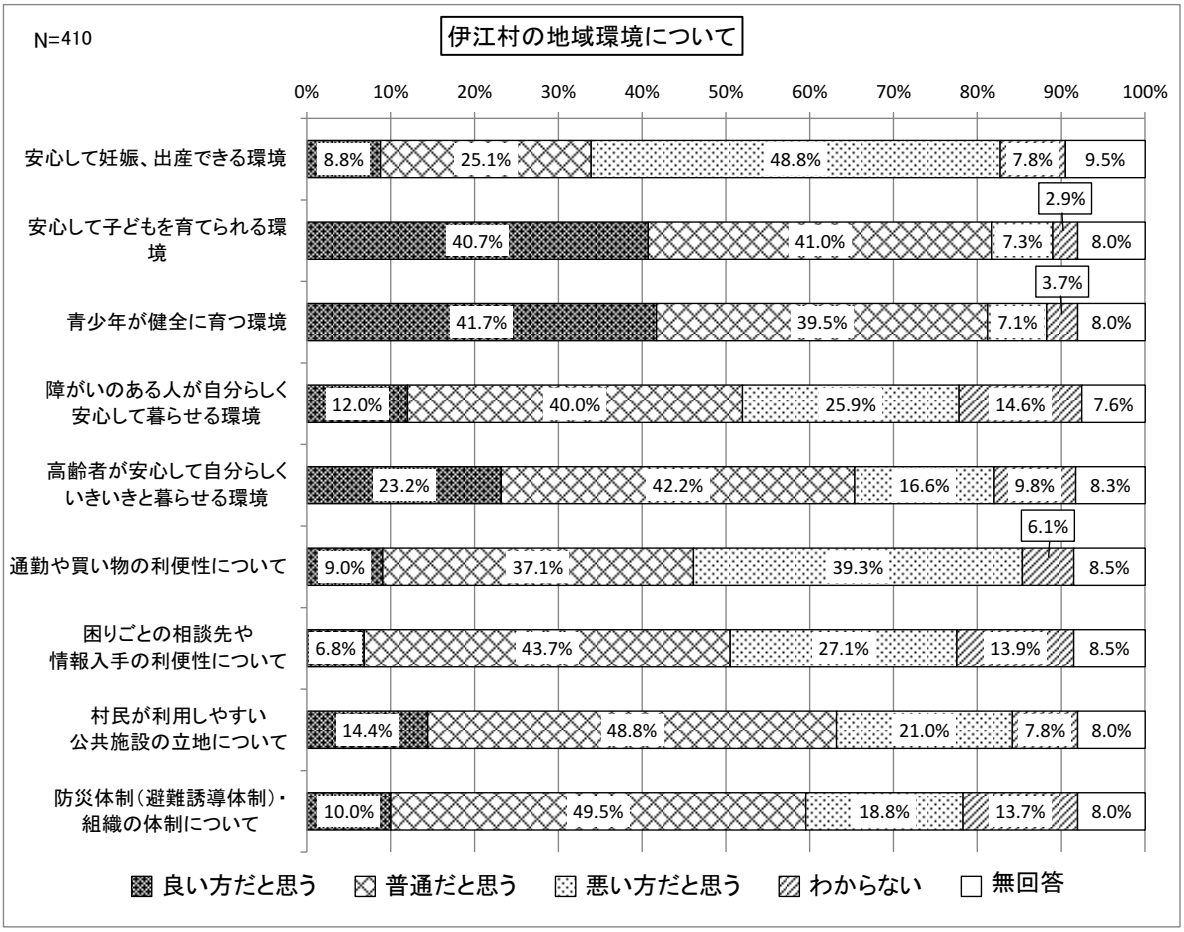

■住民の約９割は、各区に加入しており、さらに、７割の方は各区の地域活動（清掃や行事）に「参加している」と回答しています。

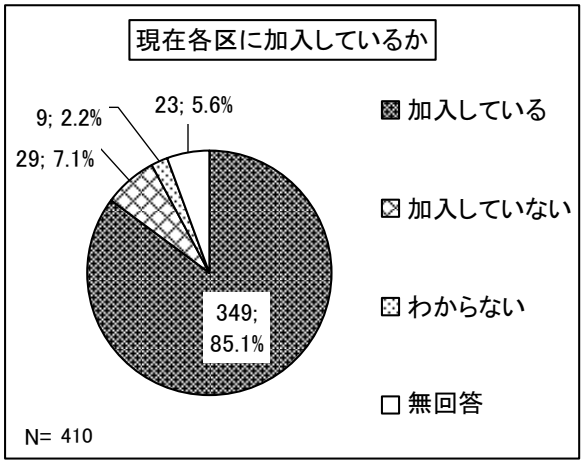

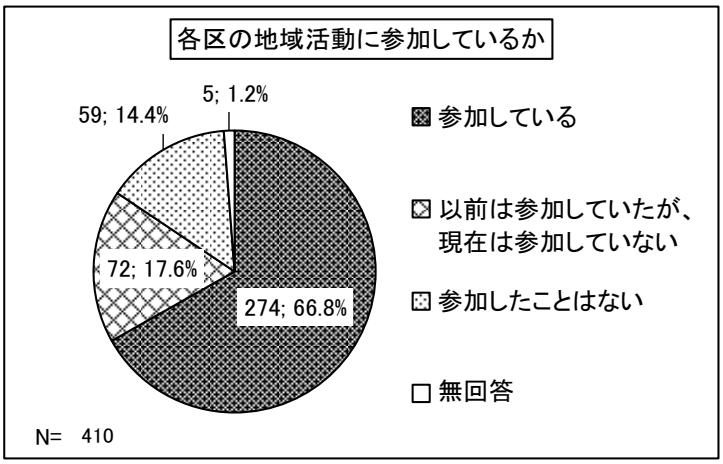

■日常生活の中で、不安に感じることは、自分や家族の健康や介護、家計や収入に関することが上位となっています。

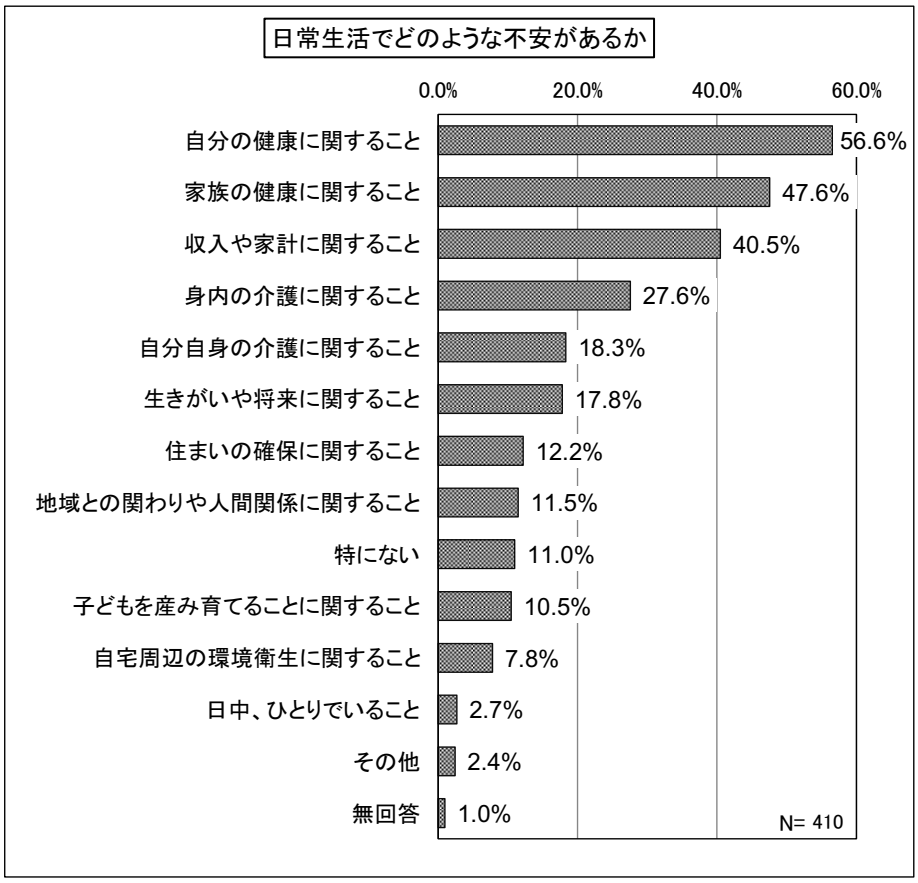

■日常のなかで手伝ってもよいと思うものは、「地域のイベント」「地域の声かけ・見守り活動」等が上位となっています。

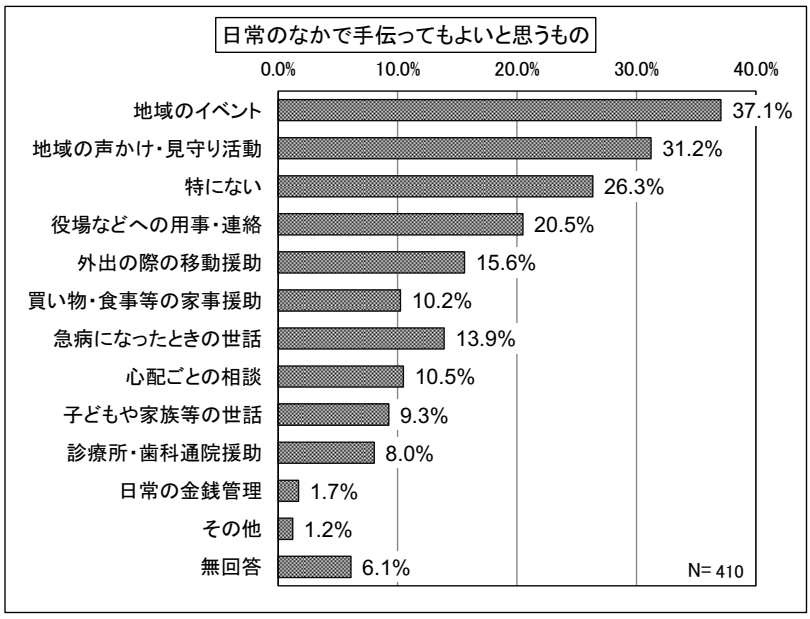

■地域活動に対する参加意識は、「無理のない程度に参加すればよい」という意識が 73.4%高くなっています。

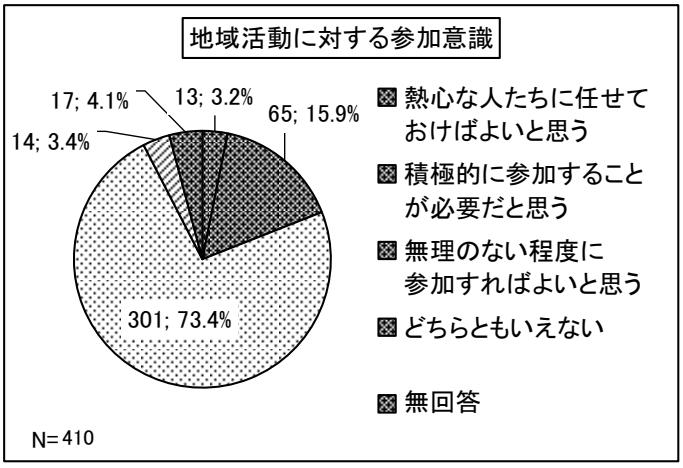

■ボランティア活動 NPO 活動への参加状況は「参加している」との回答が 36.1%と最も高くなっています。

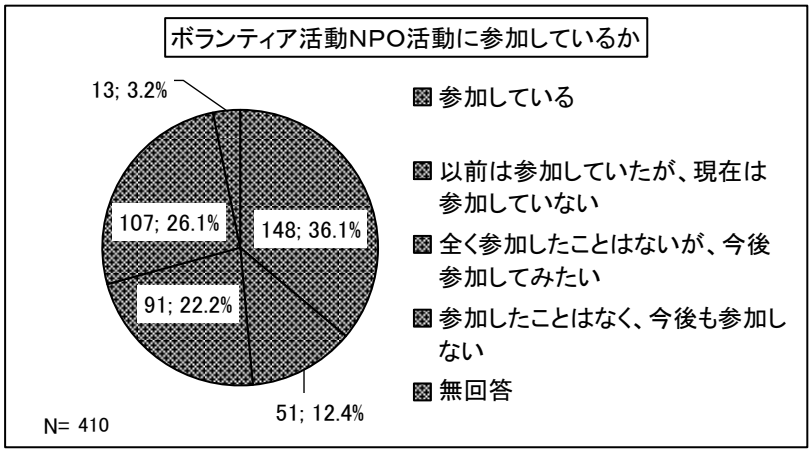

■避難支援が必要な方を知っている割合は、25.9%と約３割程度の状況です。

■一方、災害時に声掛けや避難誘導に協力できるとした回答は68.5%と過半数を超えています。このことから、避難支援が必要な方の情報を共有することで、災害時の避難支援体制の強化につながることが考えられます。

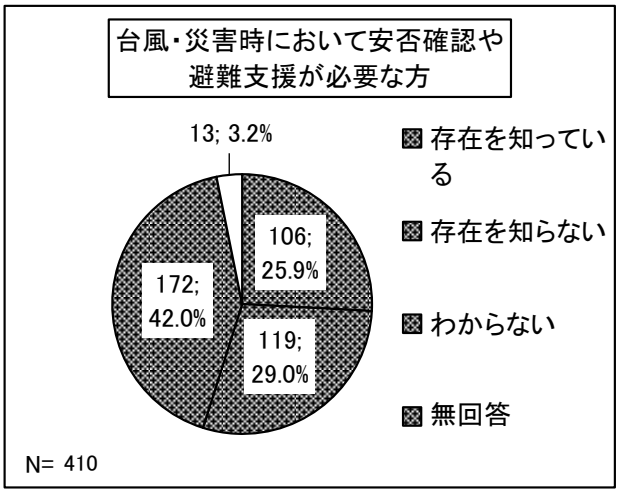

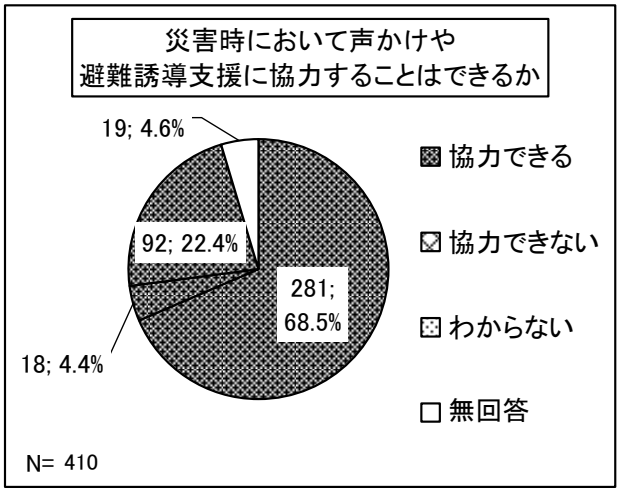

■よりきめ細やかな福祉サービスが提供されるため必要なことについては、「福祉に携わる人材の育成・確保」、「住民を主体とした、支えあいや見守り活動」などが上位となっています。

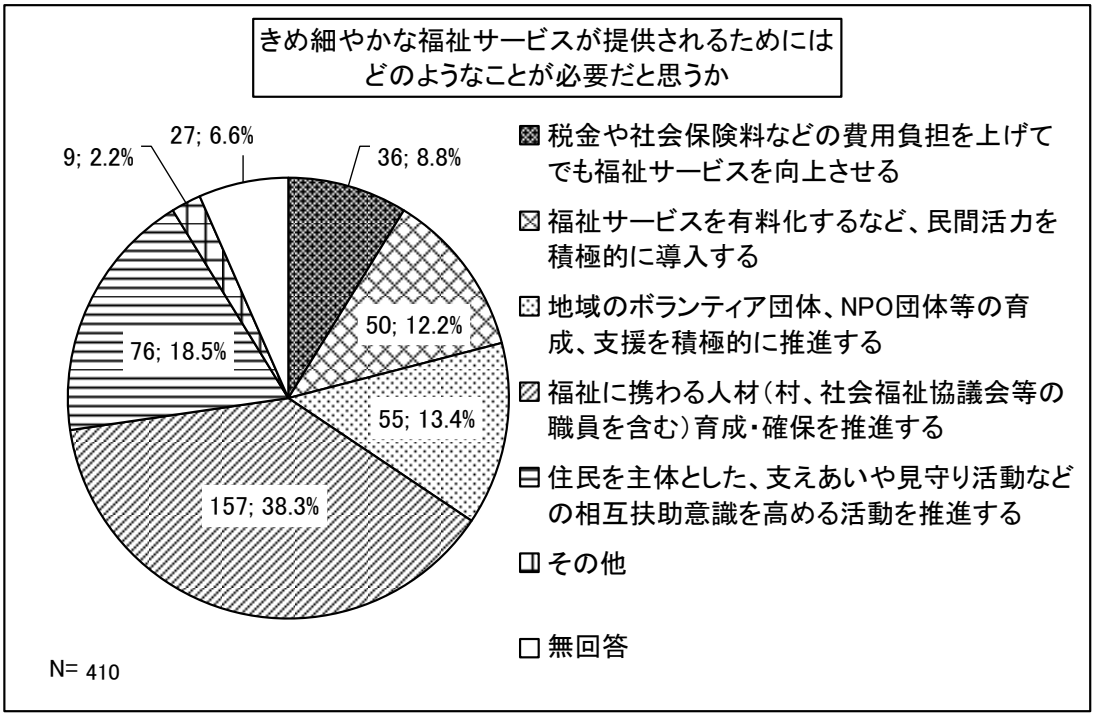

■伊江村が重点を置くべき福祉施策は、「在宅福祉サービスメニューの充実（高齢者、ひとり親家庭、障がいのある村民など）」、「サービス利用支援と手続の簡素化・スピード化」、「福祉に携わる人材の確保と養成」、「ひとにやさしいむらづくりの推進」、「保健、医療、福祉サービス情報提供体制の強化」が上位にあげられています。

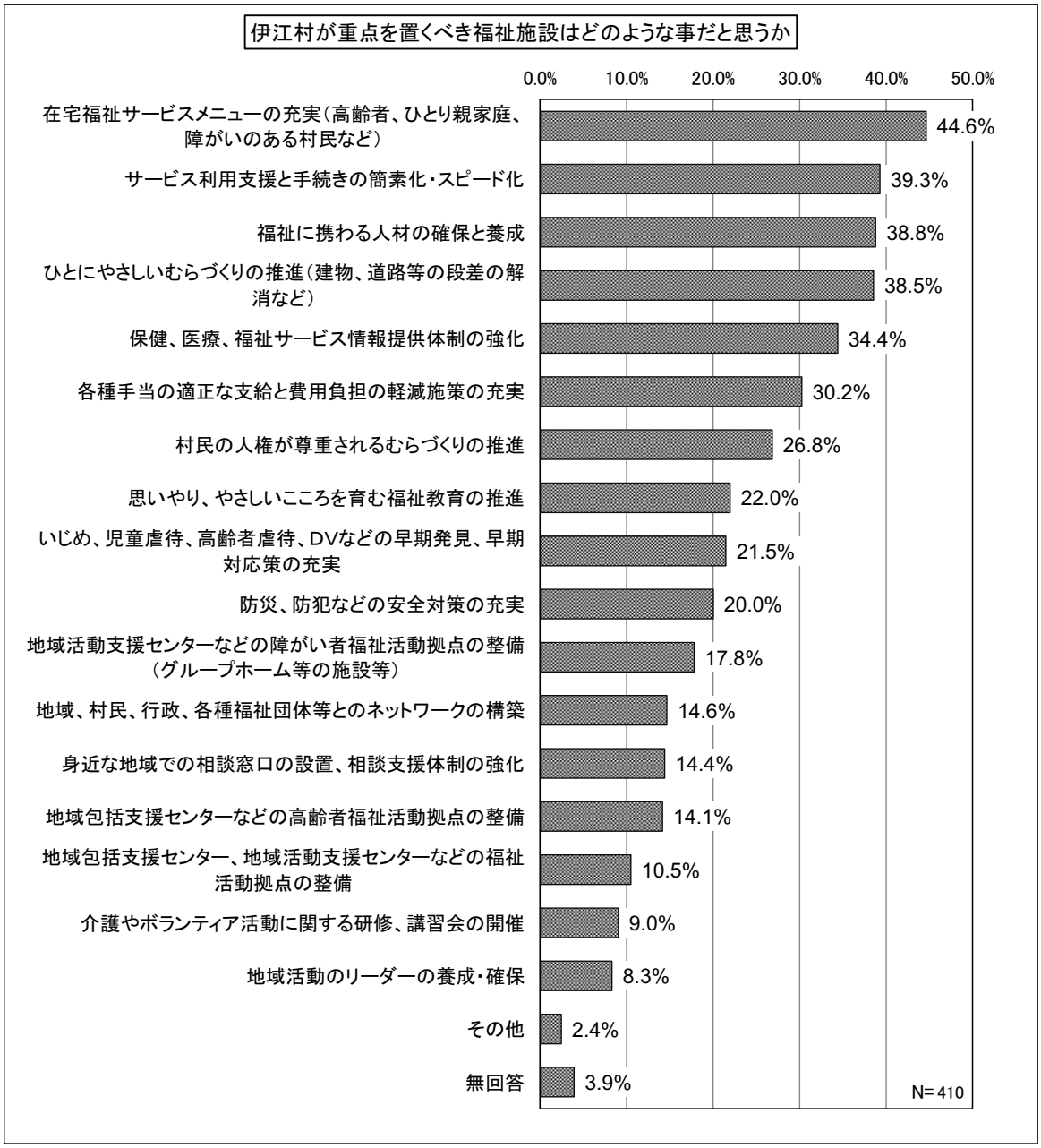

２．村民ワークショップの概要

■第１回　村民ワークショップの概要

地域の課題	良いところ
【交通関係】 〇交通が不便 ・船の欠航が多い ・バスルートも不便	〇船の利便性が高い
【子ども関係】 〇子どもの遊ぶ場所の確保 〇保育所の融通がきかない 〇子どもが高校に行った際の負担が大きい	〇子ども達が元気よくあいさつをしてくれる 〇子育てしやすい環境である
【高齢者関係】 〇老人ホームの不足 〇独居高齢者のボランティアの不足 〇高齢者の孤立化	〇元気な高齢者も多い
【地域の福祉・つながり】 〇買物や診療所まで行くことが不便 〇地域の商店が営業していなくて不便 〇行政区に入らない人もでてきた（若い世代）	〇みんなで助け合うことが当たり前である 〇地域行事等に多くの人が参加している 〇人口が少ない為、人と知り合う機会が多い 〇何かあると、手伝いの人達が自然と集まってくる 〇高齢者等の居場所づくりが展開されている 〇地域の清掃活動が長年続いている
【防犯・防災】 〇避難場所などの住民への周知が必要 〇防災情報の周知徹底がまだできていない 〇街灯が少なく、防犯上危険を感じる箇所がある	〇自主防災組織を設立している地域もある

＜地域福祉を推進するための取り組みイメージ＞

◇「地域の見守り・支え合いの体制」をつくる

現在各区の組長を中心に行っている活動が見守りも兼ねていることから、この活動を活かし、輪を広げて支援を必要としている人に気づき、みんなで協力し助け合いながら見守る取り組み

■第２回　村民ワークショップの概要

課題の解決方策
【若いひとが定住できるために】 〇仕事をしたくても住む場所がなくて島外から人が来ない 〇島内の仕事が限られているので、島外から仕事がほしい 〇空き家のリフォーム 〇資格をもった若い方が来て、島に住み続けてもらう仕組みづくり
【子育てしやすい環境にするために】 〇子どもの遊び場の確保 〇継続的な子育て支援 〇小児科、耳鼻科があって、移動に時間とお金をかけない 〇子どもが家から出て安心して遊べる施設がほしい（児童館、認定こども園）
【高齢者や障がい者など誰もが住みやすくなるために】 〇高齢者や障がい者のための施設がほしい 〇高齢者本人が同伴できる買い物支援　移動売店、買い物ツアー等 〇シルバー人材（有料）　掃除、大工等の生きがいづくり 〇公民館だけではなく住民がもっと自由に気軽に行ける居場所がほしい 〇医療体制の充実
【防犯・防災対策が充実するために】 〇防犯灯の適切な設置 〇普段からの声かけ、見守り 〇自主防災組織の設置、充実

＜地域福祉が充実したイメージ＞

◇良いところのさらなる充実

「子どもを育てる環境」「自然環境」「顔がみえるつきあいがある」など良いところをさらに充実させることが必要

◇防犯・防災体制等を整備し安心・安全なむらづくり

◇高齢者が元気でいきいきとしたむら

◇行政も住民もみんなで、むらづくりを考える機会が多くある

◇子どもから高齢者など、年齢や性別などに関係なく交流できる機会が多くある

第３章
計画の基本的な考え方

第３章　計画の基本的な考え方

第１節　計画の方向性

１．地域福祉活動を推進する上で重要な視点

本村における地域福祉の推進は、離島村である本村に根づいている「ゆいまーるの精神」による村民の主体的な参画と協働を前提として、地域における生活課題を発見・共有し、みんなで力をあわせ一人ひとりの生活を支える共生社会をつくっていくことにあると考えます。

村民や行政並びに関係機関等が連携し協働することで、共助の充実した仕組みを確立し、すべての村民が安心して暮らし、いきいきと活動できるむらづくりをめざし、以下の視点に基づき計画策定に取り組みます。

【他人ごとではなく自分ごと】

人との「つながり」が薄れるなか、個人が抱える困難の解決は「自己責任」とする見方もありますが、社会的に孤立してしまうと、状況がより複雑化、重度化する危険性があることから、地域のつながりなどの社会的なネットワークを通じて影響を受ける（与える）こと、社会的孤立（社会的排除）を「他人ごと」ではなく「自分ごと」として意識する機会をつくります。

【住民主体（参加）】

地域での支え合い、助け合う主体的な活動の受け手であると同時に担い手として参加していくことができるように、地域福祉に対する理解を深め、身近に取り組める活動に積極的に参加することができる環境づくりを進めます。

【協　働】

住民一人ひとりの力とともに、地域で活動する多様な人や組織（民生委員児童委員、ボランティア団体、行政区、社会福祉協議会、福祉事業者、医療機関等）が専門性を活かし行政と連携しながら多様な福祉活動に取り組みます。

【利用者本位のサービスの提供（個人の尊重）】

子ども、高齢者、障がいのある人、外国人など一人ひとりの個性を認め合い、それぞれの生き方を尊重することが大切です。利用者（個人）の意思を最大限に尊重し、必要とする情報の提供や相談支援の充実を図り、適切な福祉サービスを総合的に提供する体制を整えていきます。

【地域特性にあった福祉の推進】

住み慣れた地域で生涯ゆたかに暮らしていくためには、それぞれの地域の特性に見合った活動やサービスの在り方を考えていきます。

【地域の人材や資源の有効活用】

地域の多様な人材を発掘し育て、また地域にある既存の施設や組織などの資源を有効活用することで、ゆたかなむらづくりへとつなげていきます。

【安全・安心のある地域づくり】

災害時における避難行動要支援者の把握や避難支援体制のあり方、移動支援、快適な居住環境づくり等を含めた安全・安心のある地域づくりを推進します。

【多様な世代の交流】

多様な世代で交流する機会を持つことは、人とつながり、歴史を知ることで地域への愛着と絆を育むきっかけにもなることから、多様な交流をもち、活き活きと暮らせる地域づくりへ取り組みます。

２．上位計画におけるむらづくりの方向性

本村の「第４次総合計画」の将来像は、「互いに支えあい、誇りを持って、豊かな気持ちで暮らし続けられる村」を将来像として「支え合い」、「協働」、「安心して生活を楽しむ」を結びつけたむらづくりを推進するものとしています。

また、福祉分野においては「子どもから大人まで、心も体も健康に暮らせる村」という将来像に基づき、「お互いの立場を尊重しながら、互いに支え合う」ということを基調として施策を推進するものとされています。

【第４次総合計画における村の将来像】

『互いに支えあい、誇りを持って、
豊かな気持ちで暮らし続けられる村』

【第４次総合計画における福祉分野の将来像】

『子どもから大人まで、
心も体も健康に暮らせる村』

３．村民ワークショップから出された地域福祉が充実したイメージ

村民等の意見を集約する機会として、各行政区の住民や福祉関係団体などで開催した村民ワークショップでは、地域福祉の充実したイメージとして以下のようなキーワードがあげられました。

【ワークショップで出されたキーワード】

- みんなで助け合うことが当たり前の村
- 子どもから高齢者、障がい者など誰もが住み良い村
- 健康でいきいきと楽しく暮らせる村
- 安全で安心して暮らせる村

上記の地域福祉が充実したイメージには、第４次総合計画における将来像や、社会福祉協議会の事業計画の基本理念として「支えあい、安心して暮らせる地域社会を目指して」が掲げられており、「支えあい」「安心」「協働」などの共通したキーワードがあります。

【各キーワードから見た基本理念の考え方】

第４次総合計画（行政計画）、事業計画（社会福祉協議会）、村民ワークショップによるキーワードを整理すると以下のような思いが入っています。

◇支えあい、協働　：みんなが主体的に参加し、互いに支え合うむらづくり
◇誰もが住み良い　：年齢や性別、障がいの有無などに関係なく誰もが住み良いむらづくり
◇安全・安心　　：防犯・防災、福祉サービスが充実したむらづくり
◇いきいきと暮らす：その人らしく、健康でいきいきと暮らせるむらづくり

４．基本理念

上位計画や村民ワークショップなどで出た、「支え合い、協働」「誰もが住み良い」「安全・安心」「いきいきと暮らす」というキーワードから、全ての村民が互いに支えあいながら安心して、自分らしく暮らせるむらになることを目指して以下を基本理念とします。

“お互いさまで、誰もが安心して
いきいきと暮らせるむらづくり”

また、この基本理念には、以下のような思いが込められています。

■みんなが参加し、支えあう

すべての村民が人や地域とのつながりを持ち、福祉活動の担い手となり、公的サービスと連携・協働した見守り、支えあいの輪を広げる活動を展開します。

■すべての村民が自分らしく生きる

村民の一人ひとりの尊厳が担保され、いきいきと生活を送ることができるよう、互いに認めあえる、やさしさと思いやりを育む取り組みを進めるとともに、その人らしく自立することを支援していきます。

■安心して住み続けられる

すべての村民が住み慣れた地域で、充実した生活を送ることができるよう、安全・安心に支えられたむらづくりに向けた取り組みを進めます。

５．基本目標

「みんなが参加し、支えあう」、「すべての村民が自分らしく生きる」、「安心して住み続けられる」という基本理念に込められた思いも踏まえて、計画の基本目標を以下のように設定します。

■基本目標１：みんなが役割のある地域をつくる

地域福祉活動を推進するためには、すべての村民が主体的に活動に参加することや、みんなで力を合わせて活動できる環境づくりが必要になります。

地域に対する関心と愛着を深める福祉教育の推進や多様な人々との交流の機会をつくるとともに、村民一人ひとりが地域福祉を担う主体となるような人材の育成・確保に努め、地域で支えあうことができる環境づくりに取り組みます。

■基本目標２：支え合いで、自分らしく暮らせる地域をつくる

すべての村民が、他人ごとではなく、自分ごととして地域に関わり、気になる人を見逃さず、孤立させず、孤独にさせないような支えあいと、必要とされるサービスの提供や適正な支援につなげるための仕組みをつくります。

■基本目標３：安全で誰もが安心して暮らせる地域をつくる

予測できない事故や犯罪、災害などの危険性の低減と、生活の利便性向上は、すべての村民が安心して暮らし続けるための重要な要素となることから、防犯や交通安全対策をはじめ、防災対策の充実に努めるとともに、日常生活の利便性を高めるバリアフリー整備を行うなど、安全で安心して暮らせる人にやさしいむらづくりに向けた取り組みを進めます。

６．施策の体系

基本理念　“お互いさまで、誰もが安心して　いきいきと暮らせる　むらづくり”

基本目標１

みんなが役割のある地域をつくる

- 基本施策１：村民の福祉意識の向上と参加しやすい環境づくり　⇒P35～38
  - （１）福祉意識の普及啓発活動の推進
  - （２）地域福祉活動に参加するきっかけづくり
- 基本施策２：地域福祉を担う人材の育成・確保　⇒P39～44
  - （１）地域福祉の担い手の育成
  - （２）各区の活動への支援
  - （３）各種団体への支援

基本目標2

支え合いで、自分らしく暮らせる地域をつくる

- 基本施策１：福祉サービスの適切な利用の推進　⇒P45～52
  - （１）情報提供体制の充実
  - （２）相談支援体制の充実
  - （３）権利擁護の推進
  - （４）生活のしづらさを抱える人への支援
- 基本施策２：地域に即した支え合いの仕組みづくり　⇒P53～60
  - （１）地域活動の環境整備
  - （２）見守り、支え合いの体制づくり
  - （３）多様な生活支援活動の充実
  - （４）ｺﾐｭﾆﾃｨｿｰｼｬﾙﾜｰｸ機能の充実

基本目標3

安全で誰もが安心して暮らせる地域をつくる

- 基本施策１：安全・安心のむらづくり　⇒P61～64
  - （１）防犯・防災対策の充実
  - （２）災害時に支援を必要とする人への支援体制づくり
- 基本施策２：誰もが住み良い環境づくり　⇒P65～70
  - （１）生活環境のバリアフリー
  - （２）移動交通手段・交通安全対策の充実
  - （３）居住環境の整備

第２節　計画の推進体制

１.「地域」の範囲の考え方

市町村における地域福祉活動を推進する上での地域（圏域）の範囲については、地域住民が主体となって活動を実践する最小の範囲（基礎圏域）から多様な主体とのネットワークを構築する範囲（中圏域）、村全体など、重層的な圏域を設定していくことが基本的な考え方となっています。

しかし、本村においては離島村であるという地理的特性もあり、地域の福祉活動を担う最小の単位としては「行政区」であり、その行政区をサポートし福祉サービスを提供する範囲は「村全域」という２層構造となっています。

これらのことから、現状を踏まえて本村においての地域の範囲を以下のとおりとします。

本村の住民生活の最小の単位は「行政区」です。地域住民のお互いの顔の見える範囲として地域住民が相互に見守り、支え合いの活動を実践するエリアであるとともに、公民館を中心として地域行事や支え合い活動の拠点として行政区を位置づけます。

村域は、地域の自主的な支え合いの活動などでは、解決できない課題などに対して各種関係団体や住民組織等と連携し支え合い・助け合いの活動を実践するエリアであり、より多くの関係機関等とのネットワークを図り多様なサポート体制を整備する地域とします。基礎圏域（行政区）における独自の地域課題などに対応するための多様な要望や思い等を円滑な支援体制やサービスに変えて提供するなど、多様な主体の共助の活動をより充実させるために総合的に支援するエリアとして位置づけます。

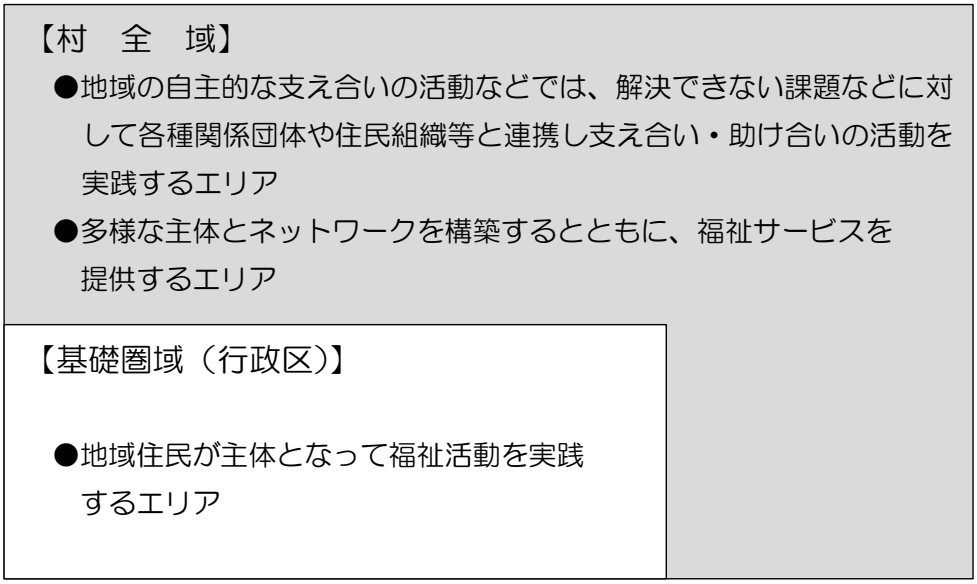

２．村（行政）と社会福祉協議会の役割

（１）村（行政）の担う役割

村（行政）は、地域の福祉を総合的に推進する主体として、一人ひとりが地域の支え合いの担い手となって助け合い・支えあう地域づくりという「共助の活動」を支援し充実させていくため、地域からの要望・意見等を円滑な支援体制やサービスメニューとして整備し、提供する取り組みを進めていきます。

すべての村民が、主体的に支え合いの活動に参加する仕組みづくり、多様な推進主体の連携・協働により、多様な支援を行うことができる地域づくりに向けた環境整備に取り組みます。

（２）村社会福祉協議会

村社会福祉協議会は、村（行政）が示す地域福祉活動の基本指針に基づき、多様な推進主体と連携・協働し具体的な地域福祉活動への支援と事業を実施する主体となります。

地域福祉活動の実践経験を活かし、支えあいなどの共助の活動を支援する役割を担うとともに、多様な関係機関との連携により、村の特性にあった活動や福祉サービスを展開します。

３．推進基盤の整備

（１）社会福祉協議会の基盤強化

社会福祉協議会は、地域福祉活動を担う公益性の高い組織としての役割が求められています。

そのため、地域住民の主体的な福祉活動に対する支援、関係団体間のネットワークの調整や人材育成を図るなど、地域の多様な生活課題に柔軟に対応できる福祉サービスの提供体制を構築するための組織やサービス提供基盤の整備に向けた支援を行います。

（２）「居場所」づくりの推進

各区の公民館や地域の商店などの身近な居場所の持つ機能は、地域の情報交換の場であり、気になる人の安否確認の場にもなります。また、お互いに顔見知りとなる機会をつくり、人や地域がつながる機会となることも期待されます。

地域にある居場所を充実させるとともに、新たな交流の場として地域の空き家や空き店舗、広場などの資源の活用を検討し、地域における多様な形態の居場所づくりを推進します。

（３）地域福祉を担う人材の育成・確保

地域課題や気になる人に対し、地域資源や多様な関係機関とのネットワークの構築等によって、円滑な支援につなげられるような人材の育成・確保に努めます。

第３節　計画の進行管理と評価

１．計画の普及・啓発

活動の推進主体である村民が、計画の基本理念や考え方を理解した上で、活動を実践していくことが必要となることから、多様な広報活動や情報提供を展開し普及・啓発活動に努めます。

２．計画の進行、管理体制

本計画の諮問機関である「伊江村地域福祉計画策定委員会」を活用し、計画の進行管理を行う体制づくりを進めます。

また、本村の上位計画となる「伊江村第４次総合計画」や地域の振興に資する計画である「伊江村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」との整合性を踏まえた評価の在り方についても検討を行います。

３．計画の評価

計画の評価は、上記策定委員会の活用を検討するとともに、評価内容がわかりやすい形となるようにＰＤＣＡサイクルに基づく計画の評価を行います。

Plan　（計　画）＝これからのことを考える
Do　　（実　施）＝計画したことの実行
Check（評　価）＝進捗及び結果の達成度を評価する
Action（見直し）＝見直しをかけて、次の計画に進む

４．進捗管理・評価の時期

進捗管理・評価の時期は 2020 年度からとし、中間見直しの実施や次期計画策定時期に合わせて住民意識調査を実施するなど、推進施策や事業における総合評価を行うものとします。

第４章
地域福祉の推進に向けた取り組み

行政の取り組み方針及び社会福祉協議会の役割、
村民及び地域に期待する活動について

第４章　地域福祉の推進に向けた取り組み

第１節　基本目標１：みんなが役割のある地域をつくる

基本施策１：村民の福祉意識の向上と参加しやすい環境づくり

（１）福祉意識の普及啓発活動の推進

■村の役割 【取り組み方針】	村民一人ひとりが、地域福祉の担い手となり、主体的な活動に参加していくことができるよう、地域福祉に関する理解と関心を高めることが重要になります。 地域の困りごとや生活課題などに関心を持つことの大切さや、お互いさまの気持ちで支え合う活動の重要性への理解を深めるための普及啓発活動を推進します。

■村社会福祉協議会の役割	①広報、啓発活動の推進 「広報誌」や行政及び関係機関、団体等と連携し各種福祉週間、人権週間等と連携したイベント等を開催するなど、福祉意識を高める普及啓発活動の充実に努めます。 ②福祉教育、体験学習等の推進 学校教育、生涯教育における講師の派遣、教材の提供を行うとともに、ボランティア活動や体験学習等に対する支援など福祉教育の充実に向けた活動や事業を実施します。

■村民と地域に期待する活動	
村　民	・支え合いの大切さや地域福祉に対する理解を高める意識を持つ
地　域	・福祉教育等への参加や実施に向けた協力の推進

■具体的な取り組みと指標

【推進事業】

推進事業	事業概要	取り組みの主な担当
①福祉教育環境の充実	学校教育、生涯学習、体験学習等を通して福祉意識の向上を図るなど福祉教育の充実に努めます。	福祉課 教育委員会 社協
②イベント等を通した啓発活動の推進	福祉週間、人権週間等と連携したイベント活動による福祉意識の向上や福祉活動の輪を広げます。	福祉課 社協
③啓発事業の展開	ボランティア講習会を開催するなど、福祉意識を醸成する環境をつくります。	福祉課 社協

具体的な取り組み事業
【福祉体験学習】 （車イス体験、老人シミュレーション、アイマスク体験、盲導犬講話）福祉活動への理解を深めることと、お互いを尊重し、相手を思いやる意識を深めることを目的に開催します。   【中学生ボランティア夏・冬】 夏は、老人施設・作業所・村立保育所で１日体験し思いやりの心を育みボランティア活動の意義と必要性を学びます。 冬は、中学生ボランティア育成として、清掃作業を通し独居や老夫婦世帯の方との交流を図り年末年始を快適に過ごしてもらいます。

【評価指標】

評価の指標	データの出典	現　　状	目　　標 2023 年度
地域住民がお互いに協力して、住み良い地域にしていかなければならないと思う割合	村民意識調査	90.7%	上昇

（２）地域福祉活動に参加するきっかけづくり

■村の役割 【取り組み方針】	地域福祉活動を推進するには、日頃からの隣近所などのコミュニケーションがとれている環境づくりや、村民一人ひとりが地域に愛着をもって関わっていくことが大切になります。 各区や関係団体と連携し地域情報等の発信、紹介活動を行うなど、地域活動に参加しやすい環境づくりを支援します。

■村社会福祉協議会の役割	①地域の絆を深める活動の推進 民生委員児童委員、行政区並びに老人会、婦人会、青年会等と連携し「あいさつ運動」「声かけ運動」への取り組みを支援します。 ②交流のきっかけ、参加しやすい雰囲気づくり 各区で行われている地域行事や活動に関する情報提供を行うとともに、多様な年代が参加し、関心をもちそうな取り組みの提案など、誰もが参加しやすい雰囲気づくりへの支援を行います。

■村民と地域に期待する活動	
村　民	・日頃から隣近所の方とのあいさつや声かけなどを習慣化 ・地域行事や活動に関心をもって参加
地　域	・地域の人が顔見知りとなるよう、あいさつ運動を推進 ・地域の公民館などの集会施設が気軽に集まれる場となるような取り組み ・地域の団体等の活動に協力し、福祉に関する理解を深めるような取り組み

■具体的な取り組みと指標

【推進事業】

推進事業	事業概要	取り組みの主な担当
①「あいさつ運動」「声かけ運動」の推進	地域住民があいさつ運動を通じて多様な世代と交流、会話ができる環境づくりに取り組みます。	各課 社協
①誰もが参加しやすい交流機会の充実	地域住民が気軽に、地域行事やイベント等に参加することができるような環境づくりへの支援を行います。	福祉課 社協

具体的な取り組み事業
【福祉団体交流事業】 伊江村身体障がい者協会・たんぽぽ作業所・ちむぐくる事業所・ぴゅあいいじま共同作業所４団体が一同に集い、交流やスポーツを楽しむことを目的とします。   【生活支援体制整備事業】 協議体を立ち上げ、村内に住む住民のニーズを把握し問題解決に向け取り組む。 第１層行政、第２層社協の立場で生活支援コーディネータとしてボランティアニーズのマッチングも行います。

【評価指標】

評価の指標	データの出典	現　　状	目　　標 2023 年度
地域に愛着を持っている村民の割合	村民意識調査	76.3%	85%

基本施策２：地域福祉を担う人材の育成・確保

（１）地域福祉の担い手の育成

■村の役割 【取り組み方針】	村民一人ひとりが、何らかの役割を担い、様々な分野で地域福祉活動に参加することができるよう、人的資源の掘りおこしをはじめ、ボランティアや地域福祉の支えあい活動を実践する担い手の育成と確保に努めます。

■村社会福祉協議会の役割	①地域福祉を担う人材の育成 各行政区、民生委員児童委員、関係機関や地域組織等と連携し支え合いの意識を高める啓発活動を通した人材の育成に取り組みます。 また、青年会及び関係団体等と連携し、次世代のリーダーの育成に取り組みます。 ②ボランティア人材の育成 地域住民が自分に合った支援活動へボランティアとして参加していくことができるように、情報提供をはじめ、関係機関と連携した体験講座の開催など、ボランティア人材の育成に取り組みます。 また、ボランティア登録制度を設け、地域ニーズにあわてボランティアをつなぐ機能の強化に努めます。

■村民と地域に期待する活動	
村　民	・地域の生活課題等についての話し合いへの参加 ・福祉教育や体験学習への参加促進 ・やれることや、できることからのボランティアへの参加
地　域	・地域の生活課題等について話し合う機会と場の提供 ・福祉教育等への参加や実施に向けた協力の推進（再掲） ・ボランティア活動の情報提供や参加のきっかけづくり

■具体的な取り組みと指標

【推進事業】

推進事業	事業概要	取り組みの主な担当
① 福祉人材の育成・確保	地域住民へボランティア等に参加したい方々などを担い手として育成し、活用する仕組みをつくります。	福祉課 住民課 社協
②ボランティア活動の活性化への支援	地域のボランティア活動のニーズに関する情報提供や参加できる機会づくりに取り組みます。	福祉課 社協

具体的な取り組み事業

【伊江村民生委員児童委員協議会の支援】

「地域のつなぎ役」民生委員児童委員との連携はとても重要となります。①福祉対象者のニーズ調査②世帯更生援助活動の推進③子どもの健全育成運動推進への協力④老人及び障がい者等の福祉の推進⑤心配ごと相談事業の推進⑥主任児童委員との連携による児童委員活動の強化⑦災害時支援活動に取り組んでいます。

【伊江村老人クラブ連合会】

健康・友愛・奉仕の老人３大目標を掲げ地域活動を行う中で３学校でのあいさつ運動を積極的に実施しています。また、各区からなる単位老人クラブを基盤として老人情報や見守り活動なども積極的に取り組んでいます。

【ふれあい理容サービス】

在宅の寝たきり老人並びにひとり暮らし老人に対して理容師、美容師が出張理容を行うことにより、ふれあいを深め、少しでも快適な生活が送れるようにしています。介護者等の負担を軽減することを目的として毎年、旧盆・正月前の年２回実施しています。

【評価指標】

評価の指標	データの出典	現　　状	目　　標 2023 年度
ボランティア団体登録数	社　協	-	３団体
ボランティア登録人数	社　協	-	10 人
ボランティアに参加したことがある村民の割合	村民意識調査	48.5%	60%

（２）各区の活動への支援

■村の役割 【取り組み方針】	地域が一体となって活動を推進していくためには、主体的な地域活動を実施する各区の活動の活性化が必要不可欠となります。 各区が地域活動へ主体的に取り組むことができるように、活動に対する支援をはじめ、情報や交流機会の提供など、各区の活動が活性化するよう支援に取り組みます。

■村社会福祉協議会の役割	①地域活動の活性化への支援 各区が行う独自の活動を継続的に推進していくことができるよう、情報提供を行います。 活動が停滞している団体等の把握や活動に対する支援（バックアップ体制の充実）を行います。 ②地域の取り組みへの支援 村民や地域活動団体が連携し地域独自の主体的な活動として企画し、実施につなげることができるように支援します。

■村民と地域に期待する活動	
村　民	・できる範囲での地域活動への参加促進
地　域	・地域活動の内容の分かりやすい情報発信 ・伝統行事などを通した多世代の交流促進

■具体的な取り組みと指標

【推進事業】

推進事業	事業概要	取り組みの主な担当
①各区の取り組みへの支援	各区の地域活動への参加が活性化するよう、情報提供や広報などの支援を行うとともに、地域住民の関心事などを各区の活動や事業に展開できるよう支援を行います。	福祉課 社協

具体的な取り組み事業
村老人クラブ連合会と村婦人会合同スポーツ大会をはじめ、各区における地域活動へ協力・支援します。 ※伊江村老人クラブ連合会の強化。

【評価指標】

評価の指標	データの出典	現　　状	目　　標 2023 年度
地域活動に参加している村民の割合	村民意識調査	66.8%	80%

（３）各種団体への支援

■村の役割 【取り組み方針】	民生委員児童委員、老人会、婦人会、青年会、商工会、村内事業所などの各種団体は、地域福祉活動を推進する上で重要な役割を担うことになることから、組織の活性化や基盤強化への支援を行います。 また、各種団体が連携・協働することで効果的な活動や支援ができるようネットワークの構築に取り組みます。

■村社会福祉協議会の役割	①各種団体の活動の活性化支援 各種団体等の活動の活性化に向けて、活動状況を把握するとともに、先進的な取組みなどの情報の提供を行うなど、行政や関係機関と連携した支援に取り組みます。 また、村民が各種団体の活動内容を理解し、活動に参加するきっかけとなるよう、村民に向けた情報提供を行います。 ②関係団体とのネットワークの構築 地域の事業所や医療・福祉関係機関、地域活動団体等との相互交流を図り、多様な主体が協働することができるネットワーク化に取り組みます。

■村民と地域に期待する活動	
村　民	・各種団体等の活動に対する理解促進
地　域	・各種団体等の活動内容の情報発信 ・関係機関や団体等と連携した活動の推進

■具体的な取り組みと指標

【推進事業】

推進事業	事業概要	取り組みの主な担当
①各種団体の活性化支援	事業費等に対する助成や活動に対する情報の提供等の支援を行います。	福祉課 社協
②関係団体間の連携・協働への支援の充実	各種活動団体等の特性に即した支援を行うとともに、関係団体間のネットワークの構築に向けた取り組みを推進します。	福祉課 社協

具体的な取り組み事業
【老人会による老人友愛訪問活動】 独居の高齢者に対して、老人クラブ会員からなる訪問員（老人クラブ女性部）を派遣し、対象者の話し相手になり孤独感の解消を図り、安否の確認をしています。（社協赤い羽根事業→老人会へ依頼） 【民生委員による紙おむつサービス事業】 在宅の寝たきり老人並びに障がいを持つ方に対して、紙おむつを支給し、衛生的で快適な生活を送ってもらうとともに、経済的負担の軽減を図ることを目的としています。（社協赤い羽根事業→民生委員へ依頼）

【評価指標】

評価の指標	データの出典	現　　状	目　　標 2023 年度
民生委員児童委員の定数確保	福祉課	13 人	13 人
社会福祉協議会の認知度（名前は聞いたことがあるも含む）	村民意識調査	85.8%	100%

第２節　基本目標２：支え合いで、自分らしく暮らせる地域をつくる

基本施策１：福祉サービスの適切な利用の推進

（１）情報提供体制の充実

■村の役割 【取り組み方針】	村民の誰もが必要とする情報がいつでも手軽に入手することができ、適切な支援や福祉サービスを利用することができる情報提供体制の充実に努めます。また、障がいのある方々でも必要な情報が入手できるよう、情報のバリアフリーに努めます。 避難行動要支援者に関する情報収集や情報の共有化等に向けて調整するなど、災害時の情報提供体制の充実に努めます。

■村社会福祉協議会の役割	①情報収集・提供体制の充実 社会福祉協議会の活動内容や福祉情報を定期的に更新し、安心して暮らしていくために必要な福祉サービスの内容や利用要件等をわかりやすく提供します。 また、社協だよりやホームページなど多様な媒体での情報提供に取り組みます。 ②情報共有化の推進 各行政区等と連携し、地域住民が必要とする情報や避難行動要支援者、気になる人等の情報収集、共有化に向けた取り組みを推進します。 また、医療保健センター、地域包括支援センター、民生委員児童委員、各区等の関係機関や団体等との情報ネットワーク化を推進します。 ③情報バリアフリー化の推進 手話通訳者や手話奉仕員、要約筆記者の派遣等によるコミュニケーション支援の充実に努めます。

■村民と地域に期待する活動	
村　民	・行政や社協等から提供された情報に目を通す ・困りごとなどを相談する場所の把握
地　域	・行政や社協等と連携した情報提供 ・相談内容に応じた相談場所などの情報提供

■具体的な取り組みと指標

【推進事業】

推進事業	事業概要	取り組みの主な担当
①情報提供体制の充実	多様な媒体での情報提供に努めるとともに、障がいの有無や年齢等に関係なく、誰もが必要な情報等に容易に取得できるように、情報伝達手段の整備を進めます。	各課 社協
②避難行動要支援者情報の把握等	関係機関等と連携し避難行動要支援者情報を適切に把握・管理するとともに、支援者との情報の共有化に向けた条件整備を進めます。	福祉課 住民課 社協 総務課 医療保健課

具体的な取り組み事業
【社協だより発行事業】 本会の事業及び村内の福祉情報を広く村民に周知しています。 また、広報誌やホームページも活用することで伊江村民生委員活動、伊江村老人クラブ連合会活動、福祉団体交流活動など、住民主体の地域福祉活動を啓蒙していくことを目的としています。

【評価指標】

評価の指標	データの出典	現　　状	目　　標 2023 年度
困りごとの相談先など福祉情報の入手の利便性（良い、普通の回答割合）	村民意識調査	-	70%

（２）相談支援体制の充実

■村の役割 【取り組み方針】	村民が身近な地域でなんでも相談できる窓口の充実に努めるとともに、複雑多様化する相談内容に対し、専門的な知識や経験を活かした相談支援を行い適切な支援につなぐことができるよう、関係機関とネットワークを構築し、相談支援体制の充実に努めます。

■村社会福祉協議会の役割	①相談窓口等の充実 「心配ごと相談事業」をはじめ、来所相談や電話対応による相談対応、関係機関と連携した相談機会をつくるなど、相談窓口・対応の充実に努めます。 ②相談窓口の周知 村民が困った時に相談できるよう、社協だよりをはじめとした多様な媒体での相談窓口の広報・周知を図ります。 ③相談支援ネットワーク化の推進 民生委員児童委員、各区、関係団体等との連携により、困りごとを抱える人を早期に適切な相談へと繋いでいくためのネットワークづくりに取り組みます。

■村民と地域に期待する活動	
村　民	・困った時などは、親しい人や役場、社会福祉協議会、民生委員児童委員へ相談
地　域	・関係機関と協力し、支援が必要な村民を早期発見し相談につなげる仕組みの構築

■具体的な取り組みと指標

【推進事業】

推進事業	事業概要	取り組みの主な担当
①相談窓口の周知	多様な媒体を活用し、相談窓口の広報・周知に努めます。	福祉課 住民課 社協
②相談支援ネットワークの構築	住民の相談に対し、適切な支援や情報を提供できるように、関係機関との連携・協働体制の充実に努めます。	福祉課 住民課 医療保健課 社協

具体的な取り組み事業
【心配ごと相談事業】 高齢者や障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。
【なんでも相談】 パーソナルサポートセンター北部（県委託機関）職員による村内にある困りごとなどなんでも相談を通し問題解決または、関係機関へつなぐ機能として実施します。

【評価指標】

評価の指標	データの出典	現　　状	目　　標 2023 年度
相談したことへの満足度(社協等が実施する相談事業)	村民意識調査	-	70%
相談窓口の認知度	村民意識調査	-	70%

（３）権利擁護の推進

■村の役割 【取り組み方針】	すべての村民が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、人権や権利が平等に保障され、一人ひとりの尊厳を認めあえる環境があることが必要になります。 そのため、人権を尊重する意識の高揚を図る学校教育や生涯学習、講座の開催などの普及啓発活動や、関係機関と連携した虐待防止対策、成年後見制度等の利用促進を含めた支援体制（成年後見制度利用促進計画の策定検討）の充実に努めます。

■村社会福祉協議会の役割	①権利擁護に対する普及啓発活動の推進 人権を尊重する意識を醸成するため、学校教育や生涯学習など、関係機関と連携して各世代に考慮した人権教育や、権利の侵害行為の防止についての正しい認識や理解を深める普及啓発活動に取り組みます。 また、「人権週間」等を活用した啓発活動への協力を行います。 ②虐待防止対策の推進 要保護児童対策地域協議会や地域包括支援センター、関係機関と連携し虐待防止対策や虐待等が発生した場合に必要な支援に取り組みます。 ③権利擁護制度の周知と利用促進 制度や事業内容が十分理解できるように、わかりやすい周知活動を行うとともに、日常生活自立支援事業の利用支援に取り組みます。

■村民と地域に期待する活動	
村　民	・偏見や差別を持つことがないような意識啓発
地　域	・関係機関と協力した偏見や差別、人権に対する意識を深めるための普及・啓発活動

■具体的な取り組みと指標

【推進事業】

推進事業	事業概要	取り組みの主な担当
①虐待防止対策の推進	関係機関等と連携した虐待防止対策を推進するとともに、早期発見・対応できる体制づくりに取り組むとともに、被害者支援の充実に努めます。	福祉課 社協
②成年後見制度、日常生活自立支援事業の利用促進	判断能力が十分でない村民の権利を尊重し、自立生活を支援するため制度や事業の周知と利用支援に努めます。	福祉課 社協

具体的な取り組み事業
【日常生活自立支援事業】 福祉サービスの利用の仕方やお金のやり取り・管理など困ったり不安を感じている高齢者や障がい者、自分で判断することが困難な方々が、住み慣れた地域で安心して日常生活を送れるように支援します。 （平成３１年度から、市町村社協単位での取り組みとなります。）

【評価指標】

評価の指標	データの出典	現　　状	目　　標 2023 年度
成年後見制度の認知度	村民意識調査	-	70%

（４）生活のしづらさを抱える人への支援

■村の役割 【取り組み方針】	障がい者（児）に対する福祉サービスの支援、失業やニート、諸事情による生活困窮、子どもの貧困の連鎖など社会問題は複雑化しており、経済、教育、福祉など各分野の個別の取り組みだけでは問題を解決することが難しくなっています。 これらの多様な要因から、様々な生活課題に直面している村民に対し、各区や民生委員児童委員、関係機関と連携して個別の状況に応じた予防的支援から社会的自立にいたる支援に取り組みます。

■村社会福祉協議会の役割	①生活困窮者等の把握 村の関係課や民生委員児童委員、地域包括支援センター、各区等と連携し、孤立している人や困窮につながりそうな人を把握します。 ②支援体制の充実 生活困窮、社会的孤立など暮らしにくさを抱える個別ニーズを的確に把握するとともに、自立に関する相談支援、村（行政）と連携調整により、自立に向けた施策の充実に努めます。

■村民と地域に期待する活動	
村　民	・困っている時に支援が必要であることを声をあげる ・困っている人の置かれた状況への理解
地　域	・関係機関と協力した支援を必要とする人の情報共有と支援へのつなげる仕組みづくり

■具体的な取り組みと指標

【推進事業】

推進事業	事業概要	取り組みの主な担当
①障がい者（児）福祉サービス相談支援事業の充実	障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用やニーズに対応した支援を行います。	福祉課 医療保健課 社協
②利用者本位の支援体制の充実	行政をはじめ、地域包括支援センター、関係機関と情報を共有するとともに、困難事例に対応するための体制づくりを行います。	福祉課 医療保健課 住民課 社協
③生活困窮者対策の充実	自立相談支援に基づき、就労支援をはじめとする各種支援事業の充実に努めます。	福祉課 社協
④子どもの居場所づくり及び関係者間のネットワークの充実	子どもの居場所づくりや関係者間のネットワークを構築するなど、総合的な子どもの貧困対策を進めます。	福祉課 医療保健課 教育委員会 社協

具体的な取り組み事業
【生活福祉資金事業】 低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉及び社会参加を図ることを目的とした貸付制度です。地域の民生委員が資金貸付世帯への相談支援を行います。　（伊江村社協が窓口となり実施機関は県社協） 【緊急時における日常的金銭管理事業】 緊急に金銭管理の支援を必要としている者に対し、他の社会資源の活用が可能となるまでの間の暫定的措置として日常的金銭管理や書類保管等の支援を行うことにより、その者の権利を擁護し、かつ自立を図ることを目的とします。 【伊江村緊急生活援助等事業】 低所得者等に対し、緊急かつ一時的に資金の貸付及び必要な援助を行うことにより生計の維持を図ることを目的とします。

【評価指標】

評価の指標	データの出典	現　　状	目　　標 2023 年度
就労支援につなげた件数	福祉課	相談のみで実績なし	適切に対応し就労支援につなげる
生活福祉資金事業の認知度	村民意識調査	－	70%

基本施策２：地域に即した支え合いの仕組みづくり

（１）地域活動の環境整備

■村の役割 【取り組み方針】	地域住民が気軽に集まれる居場所は、住民の憩いの場となるだけでなく、情報交換の場、地域交流や活動のきっかけになるものとして期待されます。これらの居場所づくりについては、公民館や地域の空き家や店舗等を活用して多様な形態の運営が可能となるような取り組みを推進します。 また、公民館や福祉施設等が地域福祉活動を推進する拠点やサークル活動、ボランティア活動の拠点など、多目的な活動に利用できる場となるような取り組みも進めます。

■村社会福祉協議会の役割	①居場所づくりの推進 現在実施している「いえまーる事業」を推進するとともに、地域の空き家や店舗等を活用して、身近な地域での居場所づくりに向け、各区や地域住民と連携して居場所の整備や運営方法の検討を進めます。 ②多様な活動の場づくりの推進 地域活動や各種サークル活動団体の活動拠点としての場を確保し、地域活動の活性化を図るため、公共施設の有効利用に対する取り組みに協力します。

■村民と地域に期待する活動	
村　民	・地域で気軽に集まれる場所への参加 ・地域の活用できる場の情報を得て、積極的な活用
地　域	・地域の人の活動を支援するための場の提供

■具体的な取り組みと指標

【推進事業】

推進事業	事業概要	取り組みの主な担当
①地域の居場所づくり	各区など身近な地域を単位として住民が気軽に集まり、交流ができる場づくりを進めます。	福祉課 住民課 社協
②多様な活動の場づくり	地域活動やサークル活動など、幅広い世代が集える場づくりに協力します。	福祉課 医療保健課 住民課 社協

具体的な取り組み事業

【ミニデイサービス】

高齢者を対象に介護予防と健康づくりを目的に健康体操やレクリエーションなどで運動低下予防を図り、心身ともに健康で地域で安心して生活が営まれるよう各行政区公民館及び福祉センターで地域の各区ミニデイボランティア及び民生委員児童委員の協力を得てミニデイサービスを行います。

【いえまーる（居場所づくり）事業】

村内に住むおおむね６５歳以上の高齢者、障がい等をかかえる対象者が集い憩いの場として過ごし、孤立、孤独感の解消と地域のつながりを継続していきます。

主な内容（カラオケ・ボッチャ・トランプ・卓球・三線・昼食）

【評価指標】

評価の指標	データの出典	現　　状	目　　標 2023 年度
いえまーるの参加状況	社協	20 人	25 人
地域への居場所の設置	社協	-	1 箇所

（２）見守り、支え合いの体制づくり

■村の役割 【取り組み方針】	地域の福祉活動を推進する各区をはじめ、関係機関や電気やガスなどライフライン事業者等の多様な主体が連携、協働することで、地域における小さな変化に気づいたり、地域課題を早期に発見し、適切な福祉サービスへとつなげるなど、地域での見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

■村社会福祉協議会の役割	①地域の見守り・支え合いの体制づくり 各区の組長を中心とした個別訪問などを活かした見守り活動を支援するとともに、気になる人や生活課題への早期対応を図るため、電気・ガスなどのライフライン事業者や行政、関係機関等が連携するネットワークづくりを進めます。

■村民と地域に期待する活動	
村　民	・地域で困っている人がいないか、日頃から声かけなどのコミュニケーションの促進 ・地域で取り組んでいる見守り活動への協力
地　域	・関係機関などと協力し、困っている人の情報共有と支援へのつなげる仕組みづくり

■具体的な取り組みと指標

【推進事業】

推進事業	事業概要	取り組みの主な担当
①見守り・支え合いネットワークづくりの推進	多様な主体と連携し、気になる人の早期発見から見守り・支え合いの活動につなげる連携体制とネットワークの形成に向けた支援を行います。	福祉課 住民課 医療保健課 社協
②地域での見守り・支え合いの課題の把握と課題の解決に向けた取り組み	各区や関係機関と情報共有を図るなど、課題把握に努めるとともに、課題の解決に向けた取り組みを協働で検討します。 また、見守り・支え合いに取り組む上で、社会的な課題（看取りのあり方等）についても検討します。	福祉課 住民課 医療保健課 社協

具体的な取り組み事業
【高齢者宅清掃ボランティア】 一人暮らしの老人や老夫婦世帯など高齢者世帯においては、敷地の清掃に手が回らず、生活環境が悪化することもあることから、ボランティア清掃を実施します。

【評価指標】

評価の指標	データの出典	現　　状	目　　標 2023 年度
見守り活動への事業者等との協力協定の締結	福祉課	１件	５件
見守り活動の充実（高齢者宅清掃ボランティア）	社協	５件	10 件

（３）多様な生活支援活動の充実

■村の役割 【取り組み方針】	地域からの要望やニーズに基づいて、関係機関等と連携・協働によって自立を促す生活支援サービスの提供に取り組みます。 また、住民一人ひとりが、「やれること・できること」の範囲で、支援サービス等と連動して取り組みに参加しやすくなるような環境づくりを進めます。

■村社会福祉協議会の役割	①生活支援活動の充実に向けた取り組みの推進 多様な生活支援活動において、支える側になることで生きがいにつながることもあることから、村民が「できること・やれること」からはじめられるよう、生活支援活動の内容についての情報提供をはじめ、サポーター養成に向けた取り組みを行うなど環境づくりを進めます。
	②地域福祉活動のコーディネート 多様なニーズと生活課題を把握し、課題解決に向けて何が必要なのかを踏まえ、地域に不足しているサービスメニューをコーディネートします。
	③地域の実情にあったサービスの検討 生活支援ニーズに対して、村（行政）と調整の上で、家事支援、買い物支援など、実施の可能性の高いサービスを検討します。

■村民と地域に期待する活動	
村　民	・地域で困っている人がいないか、日頃から声かけなどのコミュニケーションの促進（再掲） ・困っている人へ「できる範囲」での支援、役場等へのつなぎ
地　域	・関係機関などと協力し、困っている人の情報共有と支援へのつなげる仕組みづくり（再掲）

■具体的な取り組みと指標

【推進事業】

推進事業	事業概要	取り組みの主な担当
①生活支援活動の充実に向けた環境づくり	生活支援活動の充実に向けて、村民への情報提供や、サポーター養成の取り組みを推進します。	住民課 社協
②福祉活動のコーディネート	地域における、支え合い活動などをコーディネートします。	福祉課 社協
③地域の実情にあった生活支援サービスの検討	地域の暮らしのなかでの困りごと（家事支援、買い物支援等）を住民同士を担い手とした支え合い活動の仕組みをつくります。	住民課 福祉課 社協

具体的な取り組み事業
行政、各関係機関と情報交換を重ね、住民の困りごとに対して住民主体となった問題解決に向けた事業推進を図ります。 ※買い物支援や移動支援など今後予想される地域課題を検討していきます。

【評価指標】

評価の指標	データの出典	現　　状	目　　標 2023 年度
生活支援サポーターの養成	社協	－	８人
福祉サービスが充実していると思う村民の割合	村民意識調査	－	70%
必要なサービスを受ける方法を知っている割合	村民意識調査	61.9%	80%

（４）コミュニティソーシャルワーク機能の充実

■村の役割 【取り組み方針】	地域の福祉ニーズや多様な相談内容を的確に把握し地域課題解決に向けて、専門機関や各区など関係機関と連携し、適切な支援につなげる体制づくりを行うなど、コミュニティソーシャルワーク機能の充実に取り組みます。 また、地域住民の福祉ニーズに的確に対応するとともに、地域福祉活動を円滑に推進するために、活動支援のコーディネート役を担う人材の育成・確保に向けた取り組みを支援します。

◇コミュニティソーシャルワーク機能の充実イメージ

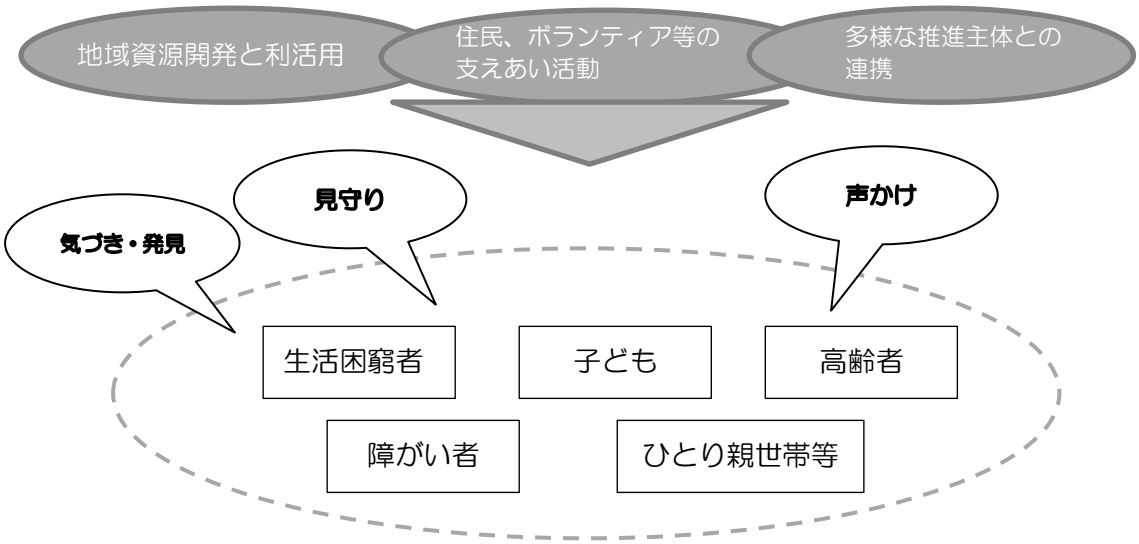

■村社会福祉協議会の役割	①コミュニティソーシャルワーク機能の向上 地域の多様な生活課題に対し福祉、保健、医療等の連携による様々なサービスの組み合わせをコーディネートし、総合的に提供できる仕組みづくりに取り組みます。 ②人材の育成・確保 地域の生活課題を明らかにするとともに、多様なニーズに柔軟に対応できるよう、地域にある人的・物的資源を活用して課題解決に取り組むコミュニティソーシャルワークの担い手となる専門職員の育成と配置に取り組みます。

■村民と地域に期待する活動	
村　民	・困った時などは、親しい人や役場、社会福祉協議会、民生委員児童委員へ相談（再掲） ・コミュニティソーシャルワーカーへの協力
地　域	・関係機関と協力し、支援が必要な村民を早期発見し相談につなげる仕組みの構築（再掲）

■具体的な取り組みと指標

【推進事業】

推進事業	事業概要	取り組みの主な担当
①コミュニティソーシャルワークを担う人材の育成・確保	関係機関と連携し、地域資源を活用して総合的に地域課題や要支援者の支援に向けたコーディネートを行う人材（コミュニティソーシャルワーカー）の配置に向けた調整を行います。	福祉課 社協

具体的な取り組み事業
【コミュニティソーシャルワーカー研修会への派遣】 沖縄県社会福祉協議会の開催するコミュニティーソーシャルワーク研修会への派遣を行い、コミュニティーソーシャルワーク機能を活かした小地域活動の活性化及び実践に向け、専門職員の育成と資質の向上を目的とします。

【評価指標】

評価の指標	データの出典	現　　状	目　　標 2023 年度
コミュニティソーシャルワーカーの配置	社協	－	１人

第３節　基本目標３：安全で誰もが安心して暮らせる地域をつくる

基本施策１：安全・安心のむらづくり

（１）防犯・防災対策の充実

■村の役割 【取り組み方針】	地域住民の防犯意識の高揚を図るとともに、声かけ活動等を推進するなど、犯罪が起こりにくい地域づくりに取り組みます。 また、あらゆる災害からの被害の軽減を図るため、「伊江村地域防災計画」に基づき、防災対策の充実や防災基盤の整備を図るとともに、自主防災組織の育成や各区や事業所などと連携した避難誘導体制の確立に向けた取り組みを行うなど、災害に強いむらづくりを推進します。

■村社会福祉協議会の役割	①地域と連携した防犯対策の充実 高齢者等を中心としたオレオレ詐欺や悪徳商法などの消費者トラブルの被害に遭わないように、犯罪の手口に関する情報提供を行うなど、犯罪に巻き込まれないための意識の高揚を図る取り組みを推進します。 また、各区の組長を中心として行っている見守り活動との連携した取り組みを行います。 ②防災対策の充実 行政やすでに設立されている自主防災組織と連携して、未設置地区における自主防災組織の結成や組織の育成・強化に対する支援を行うとともに、災害ボランティアの育成・確保に向けた取り組みを推進します。 また、地域における防災訓練等の支援や避難行動要支援者の迅速な避難支援活動への支援に取り組みます。

■村民と地域に期待する活動	
村　民	・防犯や防災に関する情報を入手し、対応できるよう知識の蓄積 ・地域の防犯・防災活動への積極的な参加
地　域	・防犯や防災に関する分かりやすい情報提供 ・地域に役立つ防犯・防災活動の実施

■具体的な取り組みと指標

【推進事業】

推進事業	事業概要	取り組みの主な担当
①犯罪防止活動等の充実	村民が様々な犯罪の被害者となることがないように、警察などの関係機関と協力し、犯罪の手口等に関する情報提供を行うとともに、被害者意識を持つことができにくい方々の支援のあり方を検討します。	総務課 福祉課 住民課 社協
②地域の見守り活動を活かした防犯活動への支援	民生委員児童委員、警察、関係団体、各区と連携した防犯活動や声掛け活動への支援を行います。	総務課 福祉課 教育委員会 社協
③自主防災組織の設立及び育成支援	自主防災組織をはじめ、関係機関と協力して災害への備えの重要性の周知を図るとともに、未設置の地区における自主防災組織の設立、育成に取り組みます。	総務課 福祉課 住民課 社協
④災害ボランティアの育成等	災害からの復旧復興や生活支援に尽力する災害ボランティアの育成・確保は必要不可欠なことから、人材の育成と円滑に派遣調整が進められるよう、取り組みを推進します。	総務課 福祉課 住民課 社協

具体的な取り組み事業
行政、各関係機関と連携し地域住民を主体とした防災・減災に関する学び合い活動を推進します。 ※地域住民に防災などの講話を設定し理解を深める活動。 ※伊江村民生委員協議会・伊江村老人クラブ連合会がもつ特性を活かした、防災・減災に向けた地域づくりの充実。 ※避難者数を想定した、備蓄品必要機材等の充実を図ります。

【評価指標】

評価の指標	データの出典	現　　状	目　　標 2023 年度
防災訓練の実施回数	総務課	－	年１回
自主防災組織の育成	総務課	１団体	８団体

（２）災害時に支援を必要とする人への支援体制づくり

■村の役割 【取り組み方針】	災害時において、自身での避難が困難な方（避難行動要支援者）に対する情報提供をはじめとする迅速な避難支援を行うことができるよう、避難行動要支援者の情報共有や支援者とのマッチングなどの支援体制の確立を図ります。 また、災害発生後の避難生活を支援していくため、人的・物的支援に対する協力体制の構築（協定の締結）や、福祉避難所の指定、避難所での配慮事項を整理するなど、災害対応力を高める取り組みを進めます。

■村社会福祉協議会の役割	①避難行動要支援者の把握と情報の共有 民生委員児童委員、地域包括支援センター、サービス提供事業者と連携し各区ごとの避難行動要支援者を把握するとともに、情報の共有に努めます。 ②避難行動要支援者の支援体制の確立 行政や地域関係団体等との連携・協働による避難行動要支援者の避難誘導体制の役割分担の調整や避難行動要支援者に対する支援者のマッチングに向けた取り組みを行います。 ③要配慮者の避難生活への支援 要配慮者の避難場所における避難生活への支援を関係機関と連携して実施する体制を整えます。

■村民と地域に期待する活動	
村　民	・災害時の避難の際に支援を必要とする方の情報を民生委員児童委員や関係機関へ提供 ・避難行動要支援者の避難支援への協力（避難時の声かけや、支援者として等） ・避難行動要支援者情報の共有への理解
地　域	・地域における災害時の避難の際に支援を必要とする方の把握 ・関係機関と連携した避難行動要支援者の支援方策の検討

■具体的な取り組みと指標

【推進事業】

推進事業	事業概要	取り組みの主な担当
①避難行動要支援者への支援	関係機関等と連携し避難行動要支援者を把握するとともに、情報の共有化と支援者のマッチング（個別計画の作成）を進めます。	福祉課 社協

具体的な取り組み事業
台風などの自然災害時、行政、各関係機関と情報共有をし事前に地域で気になる世帯の住民へ避難誘導を行います。また、必要に応じ役場、社会福祉協議会（福祉センター）へ避難所を設置します。
沖縄県社会福祉協議会による「沖縄県内社協災害時相互応援協定」に基づき、全国的な災害時に対し、必要に応じ現地へ職員の派遣を行います。又、村内で大規模災害が発生した場合に災害ボランティアセンターの運営を行います。

【評価指標】

評価の指標	データの出典	現　　状	目　　標 2023 年度
避難行動要支援者登録（個別計画）	福祉課 登録状況	-	70%
防災体制（避難誘導体制）又は組織体制についてよい方だと思う割合（普通を含む）	村民意識調査	-	70%
災害時に避難する場所を知っている割合	村民意識調査	-	70%

基本施策２：誰もが住み良い環境づくり

（１）生活環境のバリアフリー

■村の役割 【取り組み方針】	すべての村民や本村を訪れる人々にとっても快適かつ安全で利便性の高いむらとなるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた生活環境のバリアフリー化を推進します。 なお、公共施設などの建物や附帯設備をはじめ、案内表示についても利用者の視点に立った整備を進めます。 また、日常生活における基本的なルールを守ることやマナーの向上に取り組みます。

■村社会福祉協議会の役割	①生活環境のバリアフリー化への支援 村民に対するユニバーサルデザインの考え方やバリアフリー整備に関する情報提供など啓発活動への協力を行います。 公共施設や活動拠点等の整備については、利用者の声や地域の要望等を集約し、関係機関との調整役を担います。 ②日常生活の基本ルールやマナーの啓発 地域の生活ルール（ゴミだし、地域清掃など）やマナーの向上に向けた啓発活動に取り組みます。

■村民と地域に期待する活動	
村　民	・暮らしやすい生活環境について役場等へ提案 ・ゴミ出しなどの地域の生活ルールや基本的なマナーの遵守
地　域	・暮らしやすい地域づくりの検討、提案 ・地域の生活ルールなどの住民への情報提供、周知徹底

■具体的な取り組みと指標

【推進事業】

推進事業	事業概要	取り組みの主な担当
①啓発活動の推進	すべての人にやさしい、デザインを活用したむらづくりとなるように普及・啓発活動を推進します。 また、地域の日常生活における基本ルールやマナー向上に向けた啓発活動も推進します。	福祉課 社協 建設課 教育委員会
②バリアフリー整備の推進	施設整備を行う際には「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づくバリアフリー整備や生活環境の整備を進めるとともに、村民の要望等を把握し進めます。	福祉課 建設課 教育委員会

具体的な取り組み事業
村内に住む高齢者や障がい者世帯に対し、道路や公共施設などをはじめとした、バリアフリーに関する情報 news の聞き取りやユニバーサルデザインの考え方の情報提供を行い、バリアフリーのむらづくりに向けた取り組みを推進します。 ※公共機関やフェリーなどで、優先席の重要性の啓発（人の心のバリアフリー）

【評価指標】

評価の指標	データの出典	現　　状	目　　標 2023 年度
公共施設がバリアフリーになっていて使いやすいと思う村民	村民意識調査	-	70%

（２）移動交通手段・交通安全対策の充実

■村の役割 【取り組み方針】	村民生活の利便性の向上と福祉ニーズに柔軟に対応できるよう、外出等が困難な高齢者や障がいのある村民に対し、移動手段を提供できる体制づくりに取り組みます。 また、教育機関、警察、地域関係団体等と連携した交通安全教育に努めるなど、交通安全意識の高揚を図るとともに、適切な箇所への交通安全付帯施設等の設置を促進するなど交通安全対策の充実を図ります。

■村社会福祉協議会の役割	①移動支援の充実 高齢者や障がいのある村民を対象とした移動支援サービスに取り組みます。 また、地域の実情を踏まえ、地域住民やボランティア、事業所等が協働で実施する移送サービスの仕組みづくりに取り組みます。

■村民と地域に期待する活動	
村　民	・できる範囲での移動支援への協力
地　域	・地域で必要な移動手段の把握 ・地域でできる移動支援の検討（関係機関への相談、連携など）

■具体的な取り組みと指標

【推進事業】

推進事業	事業概要	取り組みの主な担当
①子どもの登下校時の安全確保	子ども達の通学路における登下校の安全確保（危険箇所の確認・改善など）への取り組みを進めます。	福祉課 教育委員会 社協
②交通安全対策の推進	警察と連携し、学校などにおける交通安全教室の開催など交通安全意識の向上への取り組みを進めます。	福祉課 教育委員会 社協
③移動支援の充実	移動に困難を感じる村民が気軽に外出ができるように、利用料金の助成をはじめ、多様な仕組みづくりを進めます。	福祉課 住民課 社協

具体的な取り組み事業
【タクシー利用料金助成事業】 医療機関への受診、買い物等における外出に支障をきたしている方に、タクシーを利用する際の料金を助成。 （福祉課と社協） 【外出支援】 一般の交通機関での外出が困難な方を外出支援車両により、居宅と村内医療機関や在宅サービス機関等との送迎を行います。

【評価指標】

評価の指標	データの出典	現　　状	目　　標 2023 年度
村内及び村外への移動に関する支援の満足度（良い、普通含む）	村民意識調査	-	70%

（３）居住環境の整備

■村の役割 【取り組み方針】	高齢者や障がいのある村民等が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、関係機関と協力して多様な住みかたに配慮した住宅確保対策を推進します。 なお、村営住宅における高齢者、障がいのある村民、ひとり親世帯の優先入居等の検討を行います。 また、誰もが安全で快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインの考え方の情報提供を行うなど、バリアフリー住宅の整備の推進を図ります。 地域における資源の有効活用の観点から、空き家の状況を把握するとともに、活用の可能性を検討します。

■村社会福祉協議会の役割	①住宅確保対策の推進 高齢者や障がい者の自立生活や地域移行を支援するため、行政や関係機関と連携し、住宅確保対策に協力します。 低所得者や障がい者世帯、高齢者世帯に対し住宅の改築、補修に必要な生活福祉資金の貸し付け申請の支援を行います。

■村民と地域に期待する活動	
村　民	・空き家に関する情報提供
地　域	・地域における空き家の状況把握と関係機関への情報提供

■具体的な取り組みと指標

【推進事業】

推進事業	事業概要	取り組みの主な担当
①住宅確保への支援	障がいのある村民や高齢者等が民間住宅への入居が容易となるように、関係機関と連携した支援の検討を行います。 地域の空き家の状況を把握するとともに、活用可能性について検討します。	福祉課 住民課 社協
②村営住宅における優先入居等	高齢者等の単身世帯や低所得者世帯、ひとり親世帯が、村営住宅へ入居を希望する場合の優遇措置の適正な実施に努めます。	福祉課 住民課 建設課

具体的な取り組み事業
【介護保険による住宅改修】 介護保険対象者で、自宅に手すりを取り付ける等の住宅改修を行おうとするとき、必要な書類等の事務手続きを支援し、安心した生活が出来るよう支援します。 （介護支援専門員による支援）

【評価指標】

評価の指標	データの出典	現　　状	目　　標 2023 年度
バリアフリー住宅の整備が進んでいると思う村民の割合	村民意識調査	-	70%

資　料　編

伊江村地域福祉計画策定委員会設置条例

平成29年９月25日条例第20号

（設置）

第１条　伊江村における地域福祉に関する計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するにあたり必要な事項を調査及び検討するため、伊江村地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、前条の設置目的を達成するために次に掲げる事務を所掌する。

（１）　地域福祉計画の内容について調査、検討に関すること。

（２）　その他委員会で必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、15人以内の委員で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱又は任命する。

（１）　識見を有する者

（２）　村内公共的団体を代表する者

（３）　その他村長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、地域福祉計画に関する調査及び検討が終了するまでとする。

２　委員は、委嘱又は任命された時における身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

３　前項の理由により又はその他の理由により委員に欠員が生じた場合において、村長は後任者を補充しなければならない。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員会において選出し、副委員長は、委員長が指名する。

３　委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　本条例の施行に際し、初回の委員会の会議は、村長が招集するものとする。

（意見の聴取）

第７条　委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（報酬及び費用弁償）

第８条　委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年伊江村条例第50号）によるものとする。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、福祉課において処理する。

（委任）

第10条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

伊江村地域福祉計画策定委員会　委員名簿

氏　名	所属団体及び機関	備　考
名城　政英	伊江村　副村長	(委員長)
内間　博昭	伊江村社会福祉協議会　会長	(副委員長)
阿部　好弘	医療関係者　診療所長	
宮城　美那子	北部福祉事務所　地域福祉班長	
垣迫　紀子	伊江村保健師　代表	
島袋　義範	伊江村議会　議長	(平成29年11月～平成31年2月)
渡久地　政雄	伊江村議会　議長	(平成31年2月～)
宮里　徳成	伊江村教育委員会　教育長	
金城　雅人	伊江村区長会　福祉担当	
宮里　徳広	伊江村老人クラブ　会長	
友寄　るり子	伊江村婦人会　会長	
大城　春代	伊江村民生委員　代表	
古堅　守	ちむぐくる事務局長	
知念　富太郎	たんぽぽ事務局長	
中真　靖	特別養護老人ホーム　理事長	
鳥居塚　誠子	ふさと苑　代表	